



JAバンク

あさか野農業協同組合

=JAあさか野をもっと知っていただくために=



2025

ディスクロージャー誌

# プロフィール

(令和7年3月31日現在)

## あさか野農業協同組合 (JAあさか野(愛称))

設立日	平成10年10月1日
本店所在地	埼玉県朝霞市大字溝沼466番地
出資金	8億42百万円
店舗等の状況	本支店 6店舗 総合相談センター 1店舗 ライフサービス 1店舗 経済配送センター 1店舗 農産物直売センター 2店舗 資材倉庫 6か所
職員数	184名

・総資産	3,134億78百万円
・貸出金	1,562億91百万円
・貯金*1	2,927億21百万円
・純資産	185億42百万円
・経常利益	8億51百万円
・当期剰余金*2	6億30百万円
・自己資本比率(単体)	14.60%

\*1 貯金とは、銀行等の預金に相当するものです。組合では利用者側に立った「貯える」という考えで使用しています。

\*2 当期剰余金とは、銀行等の当期純利益に相当するものです。

# 目 次

---

---

	ページ
ごあいさつ .....	2
JA 綱領 .....	4
経営方針 .....	5
JA あさか野と地域社会 .....	8
農業振興活動 .....	9
地域貢献活動 .....	10
リスク管理の状況 .....	12
自己資本の状況 .....	16
トピックス .....	17
【資料編】 .....	19
JA あさか野の沿革（あゆみ） .....	86
店舗等一覧 .....	90
開示項目一覧 .....	91

# ごあいさつ

組合員並びに地域の皆さまには、平素より私どもJAあさか野をお引き立ていただきまして誠にありがとうございます。

このたび、当JAは第27期の決算を迎えました。本ディスクロージャー誌では、令和6年度の当JAの業績、経営課題への取組みや経営方針などをご紹介します。本誌を通じて皆さまの私どもに対するご理解を一層深めていただけましたら幸いです。

昨今の日本経済は、企業の業績回復や政府の支援策等を背景に賃上げが進み、個人消費の回復が期待されていますが、依然として続いている物価高の影響を受け、景気は緩やかな回復基調となっています。一方で、米国による関税の引き上げや利上げ継続による円安の進行、中東情勢の緊迫化等、国際情勢が不安定であることから、今後の経済情勢に留意する必要があります。

農業情勢においては、円安等による肥料・燃料の価格高騰や、生産者の減少や高齢化、耕地面積の減少等、農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。一方で、政府は農政の憲法である食料・農業・農村基本法を25年ぶりに改正しました。改正基本法では、食料安全保障の強化を最優先課題とし、国内生産拡大や若手農家支援の拡充、デジタル技術の活用等、持続可能な農業モデルの構築に向けた政策が盛り込まれており、国内農業は大きな転換期を迎えています。

このような環境の中、JAあさか野は自己改革の実践として「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とし、組合員との対話を積極的に行い、組織基盤の強化へ取り組んで参りました。具体的な対話のひとつとして、令和6年度は准組合員向けアンケートを実施し、スマートフォン等デジタル機器を活用した回答方式を取り入れました。デジタル時代に適応した取組みの結果、多くの准組合員の声を聴くことができました。これらの貴重な意見を基に生産者の農業生産拡大に活かす、JAの地域貢献活動に役立てる等今まで以上に地域に存在感を示せるJAを目指していきます。また、総合事業を展開するJAの強みを発揮するため、全ての事業は相談業務を中心に活動することを念頭に置きながら、コンサルティング活動による訪問活動、店舗単位で行う一支部一協同活動、組合員組織支援に取り組んでおります。支店等再編整備は、残存していた旧店舗の整備として、旧内間木支店の解体に着工しており、今後支店等再編整備プロジェクトにて、経営の効率化を進め、組合員の利用しやすい環境及び地域コミュニティの場となるよう店舗運営を図って参ります。

指導事業は、TAC（営農経済渉外担当者）を中心として、認定農業者や担い手経営体への個別訪問による提案を実施し、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」に取り組まれました。また、収穫体験、学童農園を通じ地域の活性化に努めました。

信用事業は、JAバンク基本方針の遵守に基づき健全経営の取組み、不祥事未然防止等のコンプライアンス態勢の強化、マネロン対策に努め、日銀金融政策変更等の外部環境の変化に対応しつつ金融仲介機能の発揮による貯金・貸出の強化を実践し、お客様本位の業務運営をすすめる組合員、利用者の皆さまからご利用いただいた結果、貯金残高は2,927億21百万円、貸出金残高は1,562億91百万円となり、新NISA制度を活用したライフサポートの実践により預かり資産の拡大に繋がりました。また、貯金者奨励として信用招待旅行を5年ぶりに開催、年金友の会主催による次世代と繋がるゴルフ大会、終活セミナーを初めて開催、「むさしの村」での歌謡ショー開催をして年金友の会による口座数が8,670口座（令和7年3月末）となりました。令和6年度はさまざまなイベントを開催し組合員、利用者に参加いただき楽しんでいただきました。さらに、相互扶助のJAグループの一員として能登半島地震復興支援として、定期貯金キャンペーンを実施し、運用益の一部を被災地に農業復興のための義援金をJAグループ石川へ届けました。

農業資金については、担い手農業者の所得増大、農業生産拡大等向け利子助成・保証料助成を利用した「JA農機ハウスローンダブル応援」を展開するとともに、当JA独自支援である農業支援事業助成金を併用し農業者に金融面から支援を行いました。

地域金融機関としての役割発揮では、金融教育を目的とした管内小学校で「お金の教室」出前授業を実施してお金の流れについて学んでいただきました。また、業務効率化では、新システム「JASTEM 営業店システム・貸出システム」を導入、JAバンクアプリ、JAバンクアプリプラス、JAカードなど非対面取引の拡大による事務効率に取組みました。

共済事業は、令和6年1月1日の能登半島地震をふまえ、LAトレーナーが各支店へ支援を行い渉外担当者と保障点検活動の強化を実施し、組合員の皆さまのご理解ご協力により、長期共済新契約329億5405万円のご契約をいただき、埼玉県下では最長の64年連続目標達成をすることができました。共済友の会については、6月に第12回チャリティーゴルフ大会を開催し、参加者からの募金は共済連を通じ（財）埼玉県農協福祉事業団へ寄付を行いました。また11月に5年ぶりとなる共済友の会会員の集い・湯けむりセミナーを湯河原温泉にて開催し、26名の会員の皆様にご参加いただきました。また、地域貢献活動として、各小学校に横断旗、児童用雨傘およびJA共済地域農業活性化助成金を活用し登下校に潜む危険な場所を親子で確認するツール、「つうがくろあんぜんマップキット」を管内小学生の交通安全を目的として寄贈し、地域の子供たちが安心して通学できる環境を目指した取組みを実施しました。また11月にアンパンマン交通安全キャラバンを開催、地域の親子とアンパンマンやその仲間たちと一緒に楽しみながら交通ルールやマナーを学び、日頃の交通安全に対しての大切さを伝える活動を行いました。

経済事業は、購買品取扱高 11 億 5 百万円、販売品取扱高 6 億 52 百万円の実績を挙げる事ができました。農産物直売センターは、地域の消費者へ安全、安心、新鮮な地場農産物を直接販売するだけでなく、「生産者と消費者の交流、生産者の仲間づくり、都市農業に対する理解醸成」として活用され、地域農業の発展の一助となり、引き続き地域の消費者にご利用いただいております。生産者の高齢化に伴い労働力軽減のため、集出荷場活用の継続的な促し、農産物直売センター出荷協議会会員への加入促進に努めました。また、遊休農地や耕作放棄地の拡大防止と管理支援の為、農作業受委託業務を 7 月より開始しました。

資産管理事業は、「次世代総点検運動」を展開し、532 軒（累計 1936 軒）の組合員宅を訪問し、事業承継や将来の担い手の確保や今後の展望等について組合員と対話を行い、その対話の中で課題を見つけ「財産診断作成支援」、「遺言書作成支援」、「養子縁組」、「生前贈与」などの解決策の提案を行いました。また、JA あさか野資産管理部会連絡協議会では、各行政への陳情に加え、国への陳情、県への要望書提出を行いました。7 月に税務セミナー、9 月に設立 10 周年記念講演、12 月に法務セミナーを開催しました。

生活福祉事業は、高齢者福祉活動の取組みとして、女性部の協力によるおたのしみ交流会を実施しました。また、女性セミナー、健康教室、生活習慣病検診等、福祉・健康に関する取組みを実施しました。食農教育の一環としては、親子あぐりスクールや親子料理教室を実施し、多くの方に参加していただきました。また、組合員家族に出逢いの場を提供する為、JA さいかつと連携して、合同婚活イベントを開催しました。広報誌「あさか野」については、年 12 回の頻度で組合員向けに発行し、情報発信に取組みました。また、女性部については、各部員が支部活動及び本部活動に自発的に参加していただきながら、女性部活動全体の活性化に繋がる支援に取組みました。

農政対策委員会では、JA あさか野資産管理部会連絡協議会と連携し、相続発生時における納税申告期限の見直しや納税猶予の特例について国への陳情を行いました。内容は「現行法の相続税の申告期限（被相続人が死亡したことを知った日の翌日から 10 ヶ月以内）を被相続人が死亡したことを知った日の翌日から 12 ヶ月以内とすること」及び「農業相続人が農地等を相続した場合の納税猶予の特例に関して、猶予税額の免除を現行法の原則終身営農から相続税の申告期限より 20 年経過時に改正すること」です。この件について、埼玉県知事を訪問し、国へ強く要望していただきたい旨を伝えました。また、当 JA 管内 4 市へは、各市長及び市議会議長に対し「相続期間中に課せられる固定資産税・都市計画税の納付期限を相続税の納付期限と同日まで延長すること。」を陳情し、和光市で採択されました。また、食の安全・安心や地産地消を目的とした消費拡大運動及び JA の PR 活動として、農政対策委員会が主導となり、新座農産物直売センター出荷協議会、和光農産物直売センター出荷協議会と連携し、新座駅（里芋）・朝霞駅（人参）・志木駅（米）・和光市駅（人参）の各駅前野菜等 500 セット、合計 2,000 セットを配布し地場野菜の PR に努めました。

JA あさか野は、一丸となって総合事業の特性を発揮した質の高いサービスを提供する協同組合を創り上げてまいりますので今後とも一層のご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 7 月

代表理事組合長

**高橋 均**

# J A 綱領

---

## 1 . J A 綱領

J A 綱領とは、J A グループが活動を展開するにあたり、J A グループの価値観であり、基本的姿勢を示したものです。J A あさか野は、「J A 綱領」を最も根本となる理念と位置づけ、遵守しています。

### J A 綱領 ーわたしたち J A のめざすものー

わたしたち J A の組合員・役職員は、協同組合運動の基本的な定義・価値・原則（自主、自立、参加、民主的運営、公正、連帯等）に基づき行動します。そして、地球的視野に立って環境変化を見通し、組織・事業・経営の革新を図ります。さらに、地域・全国・世界の協同組合の仲間と連携し、より民主的で公正な社会の実現に努めます。

このため、わたしたちは次のことを通じ、農業と地域社会に根ざした組織としての社会的役割を誠実に果たします。

わたしたちは

1. 地域の農業を振興し、わが国の食と緑と水を守ろう。
1. 環境・文化・福祉への貢献を通じて、安心して暮らせる豊かな地域社会を築こう。
1. J A への積極的な参加と連帯によって、協同の成果を実現しよう。
1. 自主・自立と民主的運営の基本に立ち、J A を健全に経営し信頼を高めよう。
1. 協同の理念を学び実践を通じて、共に生きがいを追おう。

## 2 . J A 綱領の解説

J A 綱領は、J A の組合員、役職員が次の5つの対象に対して社会的役割・使命を果たすことを宣言したものです。1番目が消費者に対して、2番目が地域住民に対して、3番目が事業の利用者に対して、4番目が出資者に対して、5番目が協同活動の担い手に対して、となっています。

- ① 農業協同組合として農業を振興して、新鮮で安全な食糧（「食」）を安定供給する機能と自然環境（「緑と水」）が有する公益的な機能を守り、「消費者」と国民の期待に応えていくこと。
- ② 緑豊かな地域循環型の環境づくり、地域の伝統文化や食文化の堅持とともに新しい地域文化の創造、農とのふれあい等を通じて、「地域住民」の生活を支援していくこと。
- ③ J A の「事業・活動への参加者（利用者）」の結集（「連帯」）と、他の J A、連合会や協同組合との「連帯」を力にして、適正な価格による質の高い商品とサービス（「協同の成果」）を実現し、人のふれあいを添えて「事業・活動への参加者（利用者）」に提供していくこと。
- ④ 「出資者」が管理する「自主・自立」の組織として、自己責任経営のもとで「出資者」やその代表によりの確に管理監督できる「民主主義」が有効に機能する情報開示（信用の確保）、安定した財務構造の確立、企業家精神を鼓舞した積極的な挑戦（「健全な経営」）を実践することで、役職員・経営方針・施策などの「信頼」を高めていくこと。
- ⑤ ①から④までに掲げた価値観（「協同の理念」）に賛同（堅持）する組合員、役職員、地域住民の仲間とともに、広く情報を収集し、ともに学び、J A の活動に積極的に参加することを通じて、一人ひとりの自己実現の欲求を充足し、「生きがい」や働きがいを将来に向かって追及すること。

# 経営方針

---

## 1. 経営理念

JAあさか野は、組合員をはじめ地域住民の幅広いニーズに応え、信頼度において地域No.1を目指す。

## 2. パーパス（地域での存在意義）

「食と農」、「協同のちから」で豊かで安心な地域の未来を築く。

## 3. 基本方針

JA運動の一層の強化と自己改革の実現に向けて『農業者の所得増大』『農業生産の拡大』『地域の活性化』の3つの柱を引き続き基本目標とし、『協同活動と総合事業の好循環』をメインテーマとし、1. 持続可能な地域農業の発展 2. 農業を身近に感じる地域共生社会の実現 3. 組合員との関係強化・仲間づくり 4. 持続可能な将来にわたる健全性の確保 5. 組織と経営支える人づくりを基本姿勢として事業を展開してまいります。

## 4. 事業方針

指導事業については、持続可能な農業基盤の確立に向けて、営農経済渉外（TAC）を中心に相談活動を通じて組合員の課題解決をおこない、事業承継の担い手支援、新規就農者支援、農業経営支援等を強化することにより、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」に努めます。また、地域農業の振興、安全・安心な農畜産物の供給のため、生産工程管理・記帳運動の実践に取り組むとともに土壌診断に基づく適正施肥の提案等、トータル生産コストの引き下げを含めた営農支援活動を行います。さらに、女性部・青年部の自主的な組織活動を支援し、JA運営及び協同組合運動への参画を促進します。都市農業等の評価や地域コミュニティの重要性が高まる中、市民農園・学童農園や「食」「農」「地域」に関する収穫体験イベント等に取り組む、広報活動を強化することにより地域の活性化及び理解醸成を図ります。

経済事業については、農業の適正使用、土壌診断、情報の提供等による積極的な提案活動等を展開し、トータル生産コストの低減、環境に配慮した生産支援等に取り組めます。集出荷場の利用拡大に取り組み、生産者の労働力等の軽減、削減に努めます。また、経済配送センターの配送業務の効率化や支店の経済機能の充実に取り組み、活性化を図ります。さらに、農産物直売センターの機能強化を行い、事業の業務見直しに取り組み、収支を改善します。

宅地等供給事業（資産管理事業）については、組合員の課題が多様化している中、相談業務の強化を図り、相談業務を中心とした事業展開を行います。そして、JAの総合力を発揮してその課題解決をすることにより、組合員から必要とされることを目指します。また、資産管理部会のさらなる発展とその活動を積極的に支援していきます。

信用事業については、「JAバンク基本方針」に基づき、経営の健全性・業務執行体制を確立し、組合員・利用者の目線に立ち、お客様本位の業務運営により組合員・利用者が必要とされる地域に根ざす組織として、地域農業の発展・地域への貢献をするため行政・関係機関との連携を強化し、総合事業の特性を活かし多様なニーズに応えるための提案・相談活動を通じて、金融仲介機能を発揮した地域密着型金融に取り組めます。また、組合員・利用者接点を構築するための訪問活動とデジタル化に取り組み、利用者満足度向上に努めます。JA版早期警戒制度の対応や市場環境変化に対応したリスク管理を徹底し経営基盤強化とマネロン等対策を重点とした健全性の確保、内部管理態勢を構築することにより持続的な収益構造の維持を図るとともに業務効率化、人材育成に努めます。

共済事業については、大規模な災害、事業環境の変化に対応した組合員・利用者へ寄り添った訪問活動を行い、多様なニーズを聞き取り、安心と満足の保障提案および適切な保障・サービスの提供等、お客様本位の業務運営に努め、総合保障の提供、速やかな共済金支払いの実施などによる事業基盤の維持・拡大に向けた活動を展開します。また、「JA共済地域・農業活性化促進事業」を活用した施策を通じて組合員・地域住民との繋がり強化、新たなJAファンづくりの拡大に向け、人材育成に取り組み、組合員・利用者の生命・財産を守り、共済事業における経営基盤の確立・強化に努めます。

催事事業については葬儀の幅広いニーズにお応えし、施行を通じて法要などのアフターケアや関連部署との連携による相続相談から次世代との繋がり確保し、各事業への利用拡大を図るための活動を行います。

## 5 . 経営管理体制

### ◇経営執行体制

当JAは農業者により組織された協同組織であり、正組合員で構成される「総会」の決定事項を踏まえ、総会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行なっています。また、総会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行なっています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登用を行なっています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

### ◇経営管理方針

#### (1) 経営管理の重点事項

- ① 総合事業を運営する協同組合としての社会的使命を果たすため、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、特殊詐欺等の防止及び不祥事等の未然防止の徹底を経営上の重要な課題と位置づけ、役員主導のもと3線管理（現業部門、リスク管理部門、内部監査部門）による堅実な業務運営に取り組み、コンプライアンス態勢の強化を図ります。また、災害、ウイルス感染拡大等、不測の事態に備えた事業継続計画（BCP）に取り組みます。
- ② バーゼルⅢの改正、自己資本規制の強化等により経営の継続に必要な自己資本比率の維持、また、JA版早期警戒制度に対応した将来にわたる収益性の確保が重要な課題となっています。令和4年度からは不良債権等のリスクを加味したストレス負荷後の自己資本比率について、一定水準の維持に注力した収支シミュレーションを実施し、結果を踏まえた業績評価指標の設定を行い、事業収益の確保、JAの主力である経済事業等の収益改善に取り組み、財務基盤の強化を図ります。
- ③ 改正農協法への対応として、引き続き監査法人の監査を実施し、リスクを低減させるため内部統制文書のさらなる定着等、内部統制整備の向上を図るとともに、役職員一丸となった攻めと守りのガバナンスによる内部管理態勢の高度化に努めます。
- ④ 事業計画に基づいた月次管理及び場所・部門別損益の分析やKPI検証等、PDCAの態勢強化を図り、収益管理等を徹底します。
- ⑤ 新たなJAバンク基本方針及び新BIS規制等を遵守し、経営管理、総合的リスク管理等の高度化に取り組み、経営基盤の強化に努めます。また、人材の育成・能力が発揮できる態勢、ICT等の活用、働き方改革等に取り組み、効率性・生産性の向上を図ります。
- ⑥ 持続可能な農業の実現として消費者の信頼や実需者のニーズに応え、安全・安心な地域農産物を安定的に供給できる仕組み、機会を創出して持続可能な地域農業を確立し、農業者の所得増大を図ります。
- ⑦ 人口減少・高齢化による組合員の事業承継や相続等の取り組み、組合員との対話を進め、メンバーシップ強化、准組合員の意思反映への取り組みを実践して組織基盤強化を図ります。
- ⑧ 地域との接点として「農」を通じたイベント等の開催により地域住民・関係人口とのコミュニケーションを図り、地域の活性化や地域との結びつき強化を図ります。
- ⑨ 「食と農を基軸とした地域に根ざした協同組合」として組合員の声に応えながら、持続可能な地域農業・地域社会づくりに取り組み、事業活動が与える多面的な影響にも配慮しながら地球的視野に立ち、みどりの食料システム戦略、フードロス等の対策に取り組み、SDGs活動を積極的に行っていきます。

## (2) 支店等再編整備の店舗運営

自己改革の柱の一つとして取組んでいる支店等再編整備では、5支店体制が整い、残存していた旧店舗の解体を進めています。今後は、場所・部門別損益管理の実施により適正な人員配置に努めた経営の効率化を進め、今まで以上に組合員・利用者の地域コミュニティの場を提供できるよう店舗運営を図ります。そして、組合員のニーズに応じた能動的な支店運営を行い、総合事業の特性を活かした相談機能、支店機能を強化し、機動的な業務運営を実践していくため遊休資産の有効活用を検討し、新たな整備案の構築、実行を図ります。

## (3) 組合員及び役職員の教育訓練の基本方針

- ① 高齢化社会の進展や、災害、ウイルス感染、資源エネルギー高、インフレ、株価及び為替相場の不安定等リスクが増大している現代においては、安心して暮らせる社会を築くことが重要になっています。JAは助け合いの組織であり、地域に密着した組織であることから、時代の要請に応える組織として、組合員の意思反映、運営参画に取組み「わがJA」意識の向上により一層努め、組合員と共に協同活動を積極的に進めることにより、「食と農」を基軸とした地域の活性化に取り組めます。
- ② 役職員については、業務遂行上必要な知識・経験を得るためOJTによる若手職員の人材育成のみならず、管理職のマネジメント力強化を目的とした研修等の継続実施により人材の育成・能力の確保、ICT等の活用を行い、働き方改革を実践していきます。今年度スタートした新人事制度を軌道に乗せ、職員が働きやすい環境の構築と効率性・生産性の向上を図ります。これらを実践することで、組合員への事業承継支援、営農支援、税金対策、資産活用等の相談（コンサルティング）業務等、協同組合理念に根ざした職員を養成し、事業と事業をつなぐコミュニケーションを深め、組合員の良きパートナーとなれるよう対話を通じて価値創造を担う協同組合人の育成に努めます。

## (4) 資産管理事業に関する組合員ニーズへの対応

資産管理部会への加入促進と活動支援の強化に取り組めます。

次世代総点検運動の継続展開により組合員との対話を増やし、事業承継や次世代担い手の確保に努めます。また、環境変化に伴う組合員のニーズに応えるため、支店、総合相談センター、ライフサービス、信用事業部門、TACと連携し、全ての業務は相談業務を中心に活動することで、JAの総合力を発揮して農地等の資産の保全、活用、相続等を含めた総合的支援に取り組む組合員の大切な資産を守り続けます。そして、総合相談センター職員によるOJTの実施等に取り組む、支店を主体とした相談業務受託体制の構築及び人材育成を図ります。

## (5) 女性部・青年部によるJA運営参画

女性部の健康福祉活動等と青年部の農業経営及び農業振興等の活動支援を強化し、若年層への積極的な声掛けによる新規部員の加入を図り、組合員組織のさらなる活性化を図ります。また、「食と農を基軸に地域に根差した協同組合組織」である当JAの運営及び協同組合運動への参画を促進し、女性部協賛によるSDGsへのさらなる取組みを強化します。今後も組合員・部会員の満足度向上と地域社会への貢献に努め、持続可能な組織運営を図ります。

# JA あさか野と地域社会

JAあさか野は、朝霞市、志木市、和光市、新座市を区域として、農業者を中心とした地域住民の方々  
が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営  
される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当JAでは、皆さまからお預かりした大切な財産である「貯金」を原資として、資金を必要とする組合  
員の皆さまや、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開し  
ています。

JAあさか野は、組合  
員の皆さまや地域のお  
客さまの着実な資産づ  
くりのお手伝いをさせ  
て真にしています。

## 組合員の皆さま・地域のお客さま

うち組合員数: 14,651 人

※JAにおける「組合員」とは？

地区内にお住まいや勤務の方は組合員になる資  
格があります。また、組合員以外のお客さまへも  
一定の範囲内でJAのサービスをご利用頂けます  
ので、お気軽にお声掛けください。

### 地域からの資金調達の状況

当JAでは、お客さまのニーズにお  
応えるため、懸賞金付定期貯金や優  
遇金利定期貯金（期間限定）など特徴  
ある商品をご用意していますが、今後  
も新商品の開発やサービスの一層の充  
実に努めてまいります。  
懸賞金付定期貯金キャンペーン  
年金友の会限定定期貯金・定期積金  
子育て応援金利上乘せ定期・定期積金

#### 貯金・積金残高

292,721 百万円

出 資 金 842 百万円  
貯 金 ・ 積 金 292,721 百万円

## JA あさか野

常勤役員 188 名  
店 舗 数 6 店  
ATM 設置台数 10 台  
総合相談センター 1 店舗  
ライフサービス 1 店舗  
経済配送センター 1 店舗  
農産物直売センター 2 店舗

貸 出 金  
支 援 サ ー ビ ス  
営 農 支 援

### 地域への資金供給の状況

#### （貸出金に関する事項）

お客さまからお預かりした大切な貯  
金・積金を、資金を必要とされている  
組合員、地域にお住まいの方や事業者  
の方々に資金を適正に供給し、農業や  
地域経済の活性化に寄与しています。

#### 貸出金残高

156,291 百万円

組 合 員 149,627 百万円  
地 公 体 等 4,266 百万円  
そ の 他 2,397 百万円

#### \*制貸融資の実績

農業近代化資金 22 百万円

#### \*農業支那融資商品

営農ローン、担い手応援ローン、他  
\*住宅ローン、マイカーローン等個人  
向けローン各種をご用意しています。

\*子育て応援金利優遇住宅ローン・マ  
イカーローン

\*貸出金には貸出留保金を控除して  
おります。

### 文化的・社会的貢献に関する 事項（地域との繋がり）

(1) 「地域との共生」を基本理念に小  
さな活動からを合言葉に、文化的・社会  
的貢献活動を展開しています。

(2) 安全・安心な地域農産物を提供す  
るためJAによる農産物直売センターを  
開設しています。

(3) 広報誌「あさか野」やホームページ  
を通じて情報提供やご意見を承ってい  
ますので、ぜひご利用ください。  
<https://www.ja-asakano.or.jp>

### 貸出金以外の運用

#### に関する事項

安全性と流動性を重視した安定収益の  
ためJA県信連預金や国債等の有価証券  
で運用しています。

JA 県信連等預金残高 131,612 百万円  
有 価 証 券 残 高 13,059 百万円

## 組合員の皆さま・地域のお客さま

※計数は、令和7年3月末現在です。なお、記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。  
※記載内容、商品についてご質問がございましたら、お気軽にお声掛けください。

# 農業振興活動

---

---

## 農業者の所得増大・農業生産の拡大に向けた取組み

当JAは、「農業者の所得増大」や「農業生産の拡大」を達成するため、地元農産物の移動販売や、行政、商工会と連携したイベントの開催等、販路拡大に取り組んでいます。

また、農業生産の拡大、高度化ならびに農業経営の安定化等に取り組む組合員に対し、農業支援事業助成金の交付、生産者向けの各種研修や作付・栽培指導、肥料価格高騰の影響を受けた生産者へ向けた価格高騰分の一部支援等、組合員の農業経営の安定化への支援を行っています。

さらに、生産資材価格の引下げを実現するため、競合するホームセンター等の価格を定期的に調査し、弾力的に価格設定を見直す等、価格低減に向けて積極的に取組むとともに、肥料の自己取り特別価格での販売、農機展示会の開催等を実施し、農産物の生産性の向上に取り組んでいます。

## 農業の担い手育成に向けた取組み

当JAは、「新たな食料・農業・農村基本法」（令和6年5月改正）を踏まえ、将来の農業の持続的発展に向けて、担い手農業者の育成に積極的に取り組んでいます。

平成28年12月には、「JAあさか野青年部」を設立し50歳未満の農業後継者を中心に更なる地域農業の発展を目指すとともに、S-GAPの認証及び農場評価制度の周知、TACによる農業経営管理支援、新規就農者向けの農業技術研修会等、営農相談活動を強化し、JA埼玉県担い手サポートセンターと連携した担い手ニーズへの個別的な対応を図ってまいります。

また、担い手農業者の経営課題への助言や設備資金等の資金需要に金融面から対応するため、JA農業資金（担い手応援短期）の設定やJA農機ハウスローンの金利引下げ応援等、担い手ニーズに合致した金融サービスの提供に取り組んでいます。

# 地域貢献活動

---

## 社会的責任や社会的貢献に対する考え方

当JAは指導事業、購買事業、販売事業、貯金や融資等の信用事業から共済事業など、各種事業の展開を通じて、組合員の皆さまへの奉仕はもとより、地域の皆さまに様々な事業機能やサービスを提供することにより、農業や地域経済社会の健全な発展に寄与することで社会的・公共的使命を果たしています。

また、当JAは、地域社会の一員としての責任を自覚し、地域の各種行事や催事等への参画やJAの社会・文化的活動をとおして、少しでも地域社会の発展や活性化のお役に立ちたいと思っています。

今後とも協同組合運動の理念である「一人は万人のために、万人は一人のために」を念頭におき、より良き地域社会人として、組合員の皆さまをはじめ地域社会の皆さまと一緒に歩んでいきたいと思っています。

### 「防犯のまちづくりに関する協定」を締結

地域防犯について、当JAでは新座市と新座警察署、及び朝霞市、志木市、和光市と朝霞警察署において「防犯のまちづくりに関する協定」を締結し、また、埼玉県、埼玉県警、県中央会においても防犯協定を締結し、JA全体で防犯運動に参加し、安全・安心で快適な生活環境への一助となれるよう取り組んでいます。

### 「こども110番の家」防犯活動の取組み

当JAでは地域防犯への協力活動の一環として、各店舗に「こども110番の家窓ロステッカー」を貼付、子どもや高齢者などが犯罪に遭遇したときの避難場所として機能させ、地域防犯活動に取り組んでいます。

### 埼玉県地域防災サポート企業・事業所に登録

企業が、地震等の大規模災害時に地域と連携して、防災・救援活動等を実施することを目的に埼玉県と地域防災サポート企業として登録しました。

### 「災害時における防災協定書」を締結

地震等自然災害の発生時における人的・物的支援などの協力体制について、朝霞市、志木市、和光市、新座市と事前に同協定を締結することで、災害時における組合員及び地域住民への支援体制の強化に取り組んでいます。

### 「食品等の寄贈に関する協定書」を締結

地域福祉の推進とフードロス削減を目的とし、志木市と食品等の寄贈に関する協定書を締結し、職員、組合員及び利用者へ呼び掛け、食品等の寄贈を行っております。

### 「いつでも、どこでも炊き出し訓練応援隊」事業への参加協力

県が実施する「いつでも、どこでも炊き出し訓練応援隊」事業に、当JAは「炊き出し訓練応援隊」として登録し、各自治会からの要請に応じて精米の無償提供を行っております。

## 献血活動

当JA役職員による社会貢献活動として献血活動に取り組んでおります。また、平成23年9月、埼玉県赤十字血液センターに「献血サポーター」参加団体として登録しました。

## 税務相談会、法律相談会、年金相談会を開催

毎月組合員に向けた税務相談会、法律相談会、年金相談会を開催しています。

## 「高齢者等見守り協定」を締結

高齢者等が家族や地域社会から孤立することを防止するとともに日常生活における問題を早期発見することなどを目的とする高齢者等見守り協定を新座市・朝霞市・志木市と締結しております。

## 認知証サポーター

「認知症サポーター」は、厚生労働省が「認知症を知り地域をつくるキャンペーン」の一環として、認知症になっても安心して暮らせる町をつくることを目指し、埼玉県では平成18年度から各地域で養成されております。当JAにおいても、職員研修の一環として認知証サポーター養成講座の受講に取り組んでおります。

## 「特殊詐欺等の被害防止にかかる協定」を締結

当JAを含むJAバンク埼玉では、特殊詐欺等の根絶に向けた社会の実現を目的に、埼玉県警察本部と特殊詐欺等の被害防止にかかる協定」を締結しました。この協定は埼玉県警察が県内に本店を有する金融機関と締結するもので、警察が保有不正利用口座データを金融機関モニタリングに活用する取組みは全国初となります。

## 健康・福祉活動

当JAは、組合員・家族の健康を守る活動として、生活習慣病検診、健康教室、などの健康管理活動に取り組んでおります。

## 横断旗・置き傘を贈呈

当JAは、(財)埼玉県農協福祉事業団と共催し、児童の安全を守る交通安全活動の一環として、管内行政に道路横断旗・置き傘を寄贈いたしました。

## 次世代との共生をめざす

明日を支える子供たちが、農業や自然にふれあえる「収穫体験」「田植え指導」を開催し、子供たちが農業を通じて自然や食料の大切さを学ぶお手伝いをしています。



# リスク管理の状況

## 1. リスク管理の基本的な考え方

経済・金融の各種商品やシステムの複雑化と高度化が一段と進展し、IT技術の進歩が社会に大きな変革をもたらすようになった今日、JAを取り巻く経営環境は急速に変化しています。また、規制緩和の進展により、業態を超えた提携や異業種からの金融業務参入など、競争がますます厳しさを増しています。そのため、JAが抱えるリスクはかつてないほど大きく幅広いものとなっています。

JAが抱えるリスクには、信用リスクや市場リスクのように経営環境によるリスクと、事務リスクや情報資産リスクなどのように業務活動に伴い必然的に発生するリスクとがあります。JAは、とるべきリスクと回避すべきリスクとを的確に見極めて、安定的な経営を確保する必要があります。

当JAでは、JAバンクの基本方針に基づく「モニタリング」の実施や「各種のガイドライン」等を定めて内部統制を強化しています。

また、これらのリスクを総合的に管理、コントロールすべく、経営層をメンバーにした各種の委員会・会議等で組織横断的な協議ができるリスク管理体制としています。

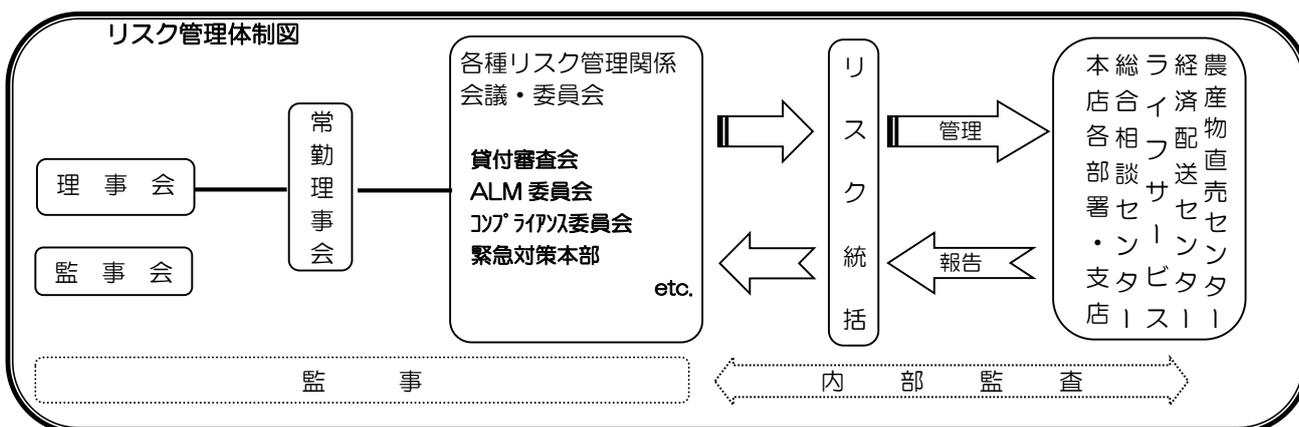
このように、当JAをご利用する皆さまが安心してお付き合いいただけるJAをめざして日々リスク管理態勢の向上に努めています。

## リスク管理体制等

当JAでは、各種委員会・会議等でリスクの状況を検証するとともに、リスク管理・運営に関する方針を審議し、理事会で決定しています。

また、信用リスク管理の充実を図るための審査課を設置するとともに、コンプライアンス担当部署を設置し、オペレーショナル・リスクへの対応強化を図っています。

信用（金融）業務の多様化・複雑化や経営環境のグローバル化により、管理すべきリスクも急速に多様化・複雑化しています。このリスクをコントロールして安定的な経営を確保することが重要な課題となっています。さらに、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。



## ● 信用リスク管理（信用リスク：与信取引先の財務状況悪化等により損失を被るリスク）

当JAでは、資産の健全性を維持・向上させ、組合員・地域の皆さま方に積極的な事業運営をしていくことを最重要課題としています。規程に基づく自己査定制度を根幹に、融資（推進）と審査とを分離した個別案件の審査・与信管理により牽制が働く体制としています。また、貸出資産全体からのポートフォリオ管理を行い、信用リスクが集中しないよう適切な管理を行っています。さらに、経営陣を含めた貸付審査会を開催して重要案件を審査しています。

この審査体制を支える人材の育成については、融資・審査業務の専門家の育成とともに、各役職務に応じた実践的な教育研修プログラムを実施し、体制の強化に努めています。

## ● 市場リスク管理（市場リスク：金利、株価等の変動により損失を被るリスク）

当JAでは、このリスクに対しては、運用方針と資金バランスの適切な把握が最も重要であると考えています。よって、運用は、安全性と流動性を重視し、金利変動のヘッジ及び安定収益を確保するための資金ポートフォリオの構築という基本方針や取引極度を経営陣により決定し、定期的報告を実施するとともに、経営陣を含めたALM委員会等では、運用・調達構造の点検をして財務内容の安定に努めています。

また、運用においては、取引執行部門と事務・オペレーション部門とを分離し、牽制が効果的に働く体制を構築しています。

## ● オペレーショナル・リスク管理

（オペレーショナル・リスク：内部管理上の問題や外部要因により損失が発生するリスク）

当JAでは、オペレーショナル・リスクを、流動性リスク、事務リスク、情報資産リスク、人事労務・不正に係るリスク、法務・コンプライアンスリスクに係るリスク、災害に伴うリスク、評判リスクなどを含む幅広いリスクであると認識するとともに、このリスク管理がお取引いただく皆さまとの日々の信頼関係を築く上で最も基本となるものと考えています。

当JAでは、このリスクを適切に認識・コントロールする体制の整備・充実に積極的に取り組んでいます。

○ 流動性リスク管理：流動性リスクとは、財務内容の悪化などにより資金繰りがつかなくなるリスクです。当JAでは、資金調達の構成や資金の流動性をALM委員会で点検し、適正な資金流動性を確保しています。また、系統JAグループ全体で対応する体制も整えています。

○ 事務リスク管理：事務リスクとは、役職員の誤った事務処理や不正などにより損失を被るリスクです。当JAでは、貯金、為替、貸出などの金融業務に加え、共済業務や経済業務まで多種多様な業務について、手続・権限の厳格化、機械化による手作業事務処理の削減、現金・現物の管理体制の強化、事務事故のデータベース化、内部監査、事務指導の充実を図り事務リスクの削減に努めています。

発生した事務事故などは、当JAの全業務部署で共有し、再発防止を図っています。

○ 情報資産リスク管理：情報資産リスクとは、システム障害や情報漏洩などにより損失を被るリスクです。当JAでは、系統JAグループの全国システムにいち早く移行するとともに、万一システム障害が発生した場合の影響を極小化するため、インフラの2重化や障害時対応訓練等の実施など必要な対策を講じています。

取引先の情報や個人情報については、情報保護のため、システムへの不正侵入の防止策を講じるとともに、情報の機密性に応じた管理を行っています。

発生したシステム障害や情報漏洩などは、当JAの全業務部署で共有し、再発防止を図っています。

## 2. コンプライアンス（法令等遵守）態勢

「コンプライアンス」とは、一般的に「法令等遵守」と解釈され、JAが日常業務を遂行する上で関わってくる数多くの法令・規則等を遵守することはもちろんのこと社会的規範を全うし正しく行動することです。

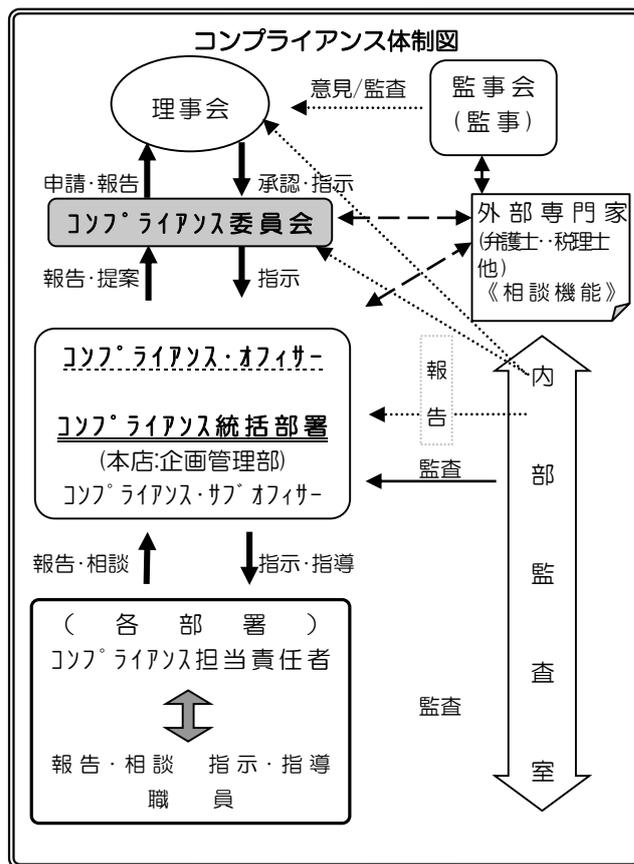
地域金融機関であり、農業者・組合員の相互扶助組織であるJAは、農業、地域経済・社会の健全な発展に寄与する使命を持っていることから、より高い公共性と社会的責任が求められています。

当JAでは、代表理事組合長以下役職員全員が日々の業務活動の中で「コンプライアンス」を着実に実践していくことが、組合員や地域社会から「信頼」される基本であると考え、経営の最重要課題と位置づけ取組んでいます。

### コンプライアンス体制と運営

当JAでは、コンプライアンス統括部署を企画管理部として、経営陣を含むコンプライアンス委員会を設置するとともに、すべての部署にコンプライアンス担当責任者を配置し、コンプライアンスの啓発活動や遵守状況のモニタリングや自店検査等を行っています。

年度ごとにコンプライアンス委員会で策定した「コンプライアンス・プログラム」を理事会で決定し、コンプライアンスの実践に取り組んでいます。また、コンプライアンスの組織風土を役職員一人ひとりに浸透させることが重要であることから、コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、全職員にこれを配布し周知させるよう各種会議や研修会等の機会を利用して指導しています。さらに、経営者自らも率先垂範してこの実践と指導に当たっています。



## 3. 金融ADR制度への対応

### ① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口

野火止支店 048-478-5500	新座支店 048-478-1017
朝霞支店 048-461-0032	志木支店 048-471-0011
和光支店 048-461-2113	本店 048-451-1122
受付時間 午前9時00分～午後5時00分（金融機関の休業日を除く）	

## ② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

### ・信用事業

埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター

①の窓口またはJAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JF マリンバンク相談所 電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

### ・共済事業

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

一般財団法人 自賠償保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

公益財団法人 交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

## 4 . 内部監査

内部監査とは、経営目的を達成するための内部管理体制の適切性や有効性を、業務部門から独立した部門が検証し、必要に応じて問題点の改善・是正に関する提言を行うプロセスです。

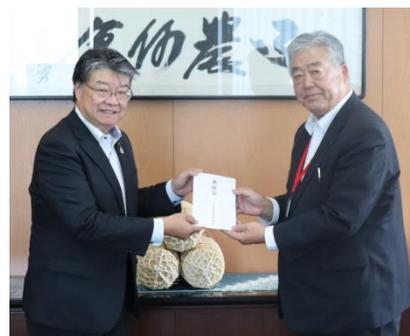
当JAでは、法令等を遵守し、適切なリスク管理体制を整備するうえで、内部監査機能の整備が必要不可欠との認識のもと、監査課を設置し、リスクの種類・程度に応じた監査計画に基づき、効率的かつ実効性のある内部監査の実現に努めています。



# トピックス

## ＜キャンペーン定期貯金による能登半島地震・豪雨災害義援金の寄付＞

JA あさか野ではスプリングキャンペーン・ウィンターキャンペーン定期貯金を企画し、募集期間中の預け入れ総額に対して、0.05%をJAグループ石川災害対策本部およびJA 石川県中央会へ義援金として寄付しました。この取組みは被災された皆様へ、被災地の農業復興などに役立てていただくために実施し、総額 3,340,375 円を当 JA から寄付しました。



## ＜農作業受委託業務を開始＞

令和6年7月1日より組合員の高齢化による労働力不足、農地の適正な管理を支援するため、農作業受委託事業を開始しました。この事業は農作業の一部を当組合が受託することで、農地の有効活用を図り、耕作放棄地を減らすことを目的としています。田畑や果樹園で行う耕耘・草刈でお困りの際は、ご相談下さい。



## ＜金融教室を開催＞

令和6年12月4日に新座市立西堀小学校5年生2クラスへ金融教室「お金の教室」の授業を開催しました。JAバンクにおける地域金融教育の一環として行われたもので県内初の取組みです。お金の役割や使い方、貯め方など、基本的な金融知識を伝えることで、将来お金に関する問題に直面した際に、正しい判断ができるようにすることを目的としています。



## ＜女性部として各種講習会を開催＞

JA あさか野女性部は、グラウンド・ゴルフ大会へ出場、健康教室の開催等、多数のイベントに女性部員が参加いたしました。また、各支部では、「手芸教室」「お菓子作り教室」等を開催し、積極的に活動しております。



## ＜組合員の健康づくり＞

組合員とその家族の健康管理の一環として、生活習慣病検診を実施しました。

### ＜親子あぐりスクール開催＞

令和6年8月4日にむさしの村で、親子あぐりスクールを開催しました。当日は計85名が参加され、ブルーベリー狩りと夏野菜の収穫体験をしました。この企画はJA共済連の地域貢献活動の取組みの一環として、助成を受けて実施しています



### ＜農業機械展示会を開催＞

令和6年6月22日、令和6年12月14日に当JA本店駐車場で、「農業機械展示会」を開催いたしました。各農機メーカーよりトラクターや管理機等、生産コスト低減や省力化等、先端技術を駆使した農機が数多く出展されました。また、同時にトータル生産コスト削減の一助として肥料と野菜出荷袋の自己取りキャンペーンを行いました。



### ＜新座・和光農産物直売センター、各種イベントを開催＞

大根等の収穫体験や本マグロ解体ショーをイベントとして開催しました。新座農産物直売センター、和光農産物直売センターは季節に応じた旬なイベント等を開催し、安全・安心な地元野菜やお米等をPRし大勢の方々にご利用いただきました。また、平成28年度より、旬の野菜や加工品の移動販売に取り組んでいます。この移動販売は営農支援課が中心となって、農業者の所得増大・農業生産の拡大を基本目標に掲げ、自己改革の一環として進めています。移動販売の詳しい情報（開催場所・営業時間）は、JAあさか野ホームページ等で公開しています。



### ＜農政活動の展開＞

農政対策委員会はJAあさか野資産管理部会連絡協議会と連携し、朝霞市、新座市、志木市、和光市に「資産課税の軽減等に関する陳情書」を管内の各行政の市長及び市議会議員に提出し、JA埼玉県中央会へ「資産課税に対する課税軽減運動の要望書」を手渡し、固定資産税の減額や相続税の納税負担の軽減等について、働きかけを要望しました。また、和光市においては陳情書の項目「相続期間中に課せられる固定資産税・都市計画税の納付期限を相続税の納付期限と同日まで延長すること」が採択されました。



## 【資料編】

	ページ
組合に関する状況	20
地区・組織図・役員	
・会計監査人の名称	
・組合員数・職員数・組合員組織・協力組織	
主な事業の内容	25
JAあさか野の事業・業務のご案内	
業績・財務関係の状況	33
業績の概要	
主要な経営指標等の推移	34
財務諸表	35
貸借対照表	
損益計算書	
注記表等	
剰余金処分計算書	
部門別損益計算書	
確認書	
各種事業の状況	50
信用事業の状況	
農協法に基づく開示債権の状況及び	
金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
共済事業の状況	
購買事業の状況	
販売事業の状況	
その他事業の状況	
経営諸指標	64
自己資本の充実の状況	65



## 役員 (令和7年7月1日現在)

代表理事組合長	高橋 均	理事	佐藤 茂	理事	横山 守
常務理事	並木 辰雄	理事	鈴木 喜一	理事	瀧島 浩司
常務理事	飯野 光則	理事	渡邊 芳子	理事	高橋 松久
筆頭理事	土屋 勝	理事	大熊 勲	理事	並木 芳則
理事	加山 和義	理事	飯倉 裕明	代表監事	富澤 将利
理事	清水 正行	理事	齊藤 みち子	常勤監事	黍塚 俊一
理事	宮原 正幸	理事	清水 栄一	監事	高野 和明
理事	石原 実	理事	石井 豊	監事	尾崎 幸男
理事	細沼 利通	理事	富岡 勇一	監事	佐藤 浩之
理事	清水 一敏	理事	富澤 孝子	員外監事	関根 悟
理事	小寺 哲雄	理事	石田 秀樹		
理事	星野 貞明	理事	坂本 寿江		

※ 当JAでは、農協法第30条の2による「経営管理委員」制度は採用していません。

## 組合員数

(単位：人)

区分	令和5年度	令和6年度
正組合員	2,580	2,556
うち個人	2,579	2,555
うち法人	1	1
准組合員	12,189	12,095
うち個人	11,959	11,852
うち法人	230	243
合計	14,769	14,651

## 職員数

(単位：人)

区分	令和6年4月1日			令和7年4月1日		
	男子	女子	計	男子	女子	計
一般職員	100	70	170	101	72	173
営農指導員	6	1	7	7	1	8
生活指導員	2	2	4	3	3	6
その他の職員	11	2	13	10	2	12
合計	119	75	194	121	78	199

(注) 職員数は、パート、アルバイト及び被出向の職員を除き、出向者、休職者及び常勤嘱託を含めた人数を記載していません。

## 会計監査人

みのり監査法人 (令和7年7月現在) 所在地 東京都港区芝5丁目29番11号

業務執行社員 公認会計士 乗松 敏隆氏  
公認会計士 西村 克広氏

## 組合員組織

〔新座市管内〕

(単位：人)

支部名	構成員数	支部名	構成員数
中野	73	菅沢下	67
大和田上	59	並木中原	71
大和田中	56	西堀上	75
大和田下	84	西堀下	87
北野	59	片山1区	62
野火止上	95	片山2区	82
野火止中	48	片山3区	104
野火止下	71	片山4区	128
東	99	片山5区	65
西分	78	片山6区	54
菅沢上	63	片山7区	48

〔朝霞市管内〕

(単位：人)

支部名	構成員数	支部名	構成員数
膝折	42	東南部	120
宿	29	浜崎上	80
下の原	33	浜崎下	77
溝沼第一	48	新田	32
溝沼第二	40	宿	17
溝沼第三	57	久保	33
溝沼第四	51	田島	55
岡	46	上内間木	72
広沢	29	下内間木	47
東第一	81		

〔志木市管内〕

(単位：人)

支部名	構成員数	支部名	構成員数
中野	20	第1	47
城	35	第2	73
中道	23	第3	72
愛宕	13	第4	62
大塚	70	第5	67
久保	49	第6	79

〔和光市管内〕

(単位：人)

支部名	構成員数	支部名	構成員数
越 後 山	27	二 軒 新 田	33
向 山	27	新 生	75
牛 房	43	大 一	48
宿 坂 上	56	上 之 郷	35
市 城	35	半 三 池	29
富 貴 揚	52	峯	39
東 本 村	65	漆 台	32
西 本 村	40	喜 多 口	41
三 協	103	南 口	28
浅 久 保	32		

## 協力組織

〔年金友の会〕

(単位：人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
野 火 止 支 店	1,293	志 木 支 店	1,590
新 座 支 店	2,402	和 光 支 店	1,404
朝 霞 支 店	1,981		
		合 計	8,670

〔共済友の会〕

(単位：人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
野 火 止 支 店	95	志 木 支 店	107
新 座 支 店	174	和 光 支 店	166
朝 霞 支 店	185		
		合 計	727

〔女性部〕

(単位：人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
野 火 止 支 部	29	朝 霞 支 部	19
新 座 大 和 田 支 部	12	内 間 木 支 部	27
片 山 支 部	11	志 木 支 部	26
野 寺 支 部	12	宗 岡 支 部	67
西 堀 支 部	28	和 光 支 部	59
		合 計	290

〔青年部〕

(単位：人)

組織名	構成員数
JA あさか野青年部	52

〔いちご組合〕 (単位：人)

組織名	構成員数
JAあさか野いちご組合	8

〔資産管理部会〕 (単位：人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
朝霞地区	109	志木地区	78
和光地区 (和光オーナーズクラブ)	153	新座地区	184
		合計	524

〔新座市管内〕 (単位：人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
新座農業青年クラブ	10	新座市温室園芸組合	10
新座4Hクラブ	13	新座市植木生産組合	17
新座農産物直売センター出荷協議会	86	新座観光ぶどう組合	6
新座農研クラブ	20	大和田地区倉庫業組合	40
新座市片山農産物直売組合	12	接收地菅沢地区地主組合	21
新座市野菜出荷組合	26	接收地西堀地区地主組合	102

〔朝霞市管内〕 (単位：人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
朝霞市農業青年クラブ	16	農業用廃プラ処理協議会	24
朝霞市農産物直売組合	11	宮戸用水組合	50
膝折出荷組合	6	浜田用水組合	86
東出荷組合	5	若菜会	12
岡出荷組合	2		

〔志木市管内〕 (単位：人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
志木市農業後継者クラブ	34	志木市いちご組合	2
志木丸協出荷組合	26	荒川堤外耕地防除組合	142
宗岡コシヒカリクラブ	7	秋ヶ瀬揚水組合	138
羽根倉揚水組合	36		

〔和光市管内〕 (単位：人)

組織名	構成員数	組織名	構成員数
和光農産物直売センター出荷協議会	78	新生蔬菜生産組合	7
和光市農業後継者倶楽部	14	研有会	10
和光出荷組合	8	坂下土地改良区環境保全組合	105
和光市農産物庭先販売組合	13	和光ゴルフ会	44
和光産直クラブ	10	マルニ組合	5
和光市坂下出荷組合	12		

■ 当JAにおいては、公認会計士協会が定める「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する監査上の取扱い」等に基づく、連結財務諸表の作成対象となる子会社等はありません。

# 主な業務の内容

当 JA あさか野は、組合員の皆さまをはじめ地域社会の皆さまが、「気軽に、ご利用できる」をモットーに、暮らしに役立つさまざまな事業を展開しております。当 JA が行う主な事業について、ご案内いたします。

## 《 JA あさか野の事業・業務のご案内 》

### 信用事業

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務といわれる業務を行っております。

私どもは、組合員の皆さまと地域の皆さまに信頼されるサービスのご提供と、期待や信頼にお応えする地域金融機関を目指し、「JAバンク」と称しております。このJAバンクは、JA・県信連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、JAバンクグループとして大きな力を発揮しています。

さらに、平成14年1月に策定された「JAバンク基本方針」により、破綻未然防止についても磐石な態勢が整っています。また、JAバンクグループは、独自の「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度」により「JAバンク、セーフティーネット」を構築しています。これにより、組合員・利用者の皆さまにより一層の安心をお届けしています。

### 貯金業務

組合員の皆さま、地域の皆さまや事業主の皆さまのライフスタイルに合わせた財産形成や生活設計の資産づくりをお手伝いしております。

当座貯金、普通貯金、総合口座、貯蓄貯金、通知貯金、定期貯金、定期積金、納税準備貯金などの各種貯金を、目的・期間・金額に合わせてご利用いただいております。

#### 【貯金商品一覧】

種 類	特 色	期 間	お預入金額	
当 座 貯 金	日常の商取引に手形・小切手をお使いいただける貯金です。効率的な資金管理に最適です。(新規開設は停止)	出し入れ自由	1円以上	
納 税 準 備 貯 金	税金納付資金専用の貯金です。日頃から準備をしておくとな納税時にあわてないで済みます。利息は非課税です。	引き出しは納税時入金は随時	1円以上	
普 通 貯 金	いつでもお出し入れのできる、いわば毎日のお財布や家計簿がわりにご利用いただけます。また、貯金保険制度により全額保護される普通貯金無利息型(決済用)も取扱っております。	出し入れ自由	1円以上	
貯 蓄 貯 金	普通貯金と同じように出し入れができるうえ、お預入残高に応じて、適用金利が段階的に高くなります。(金利情勢などにより、各段階の金利が同じになる場合もございます。) お使いみちの決まっていない資金の運用に最適です。	出し入れ自由	1円以上	
総 合 口 座	普通	普通貯金と定期貯金を一冊にしたものです。預ける、貯める、支払う、受取る、借りる、がこの一冊の通帳でOKです。	出し入れ自由	1円以上
	定期	いざという時、自動融資(定期貯金の90%、最高200万円が受けられます。(スーパー/大口/変動金利/期日指定定期の受入れ可)	自動継続扱い 1ヶ月~5年	(ス/変/期) 1円以上 (大) 1千万円以上
定 期 貯 金	通 知 貯 金	まとまったお金を短期間預けるのに有利な貯金です。お引き出しは2日前までにご連絡をいただくことになっています。	7日間以上	5万円以上
	期日指定定期貯金	利息の計算は1年複利で、大変お得です。3年にわたり預け入れができ、長期の運用が可能です。	最長3年	1円以上 3百万円未満
	スーパー定期貯金	一番身近な自由金利(お預入れ時の金融情勢で金利が決まる)商品です。3年・4年・5年もののお利息は、単利もしくは半年複利です。(半年複利は個人のみ)	1ヶ月~5年	1円以上
	変動金利定期貯金	6ヶ月ごとのサイクルで利率が見直しされる変動金利商品です。3年もののお利息は、半年複利です。(半年複利は個人のみ)	1年・2年・3年	1円以上
	大 口 定 期 貯 金	まとまった資金の運用に最適です。金利は、お預入れ時の金融情勢に応じて決まります。	1ヶ月~5年	1千万円以上

財形貯金	一般財形貯金	毎月のお給料や賞与から積立ご希望額を天引きするため、知らず知らずのうちに大きく貯まる貯金です。	3年以上	1円以上
	財形年金貯金	豊かな老後の生活設計にご活用いただける年金タイプの財形貯金です。(財形住宅貯金と合わせ、550万円まで非課税です。)	5年以上	1円以上
	財形住宅貯金	マイホーム取得・増改築を目的とした財形貯金です。マイホームプランに合わせ積立額、期間が決まります。(財形年金貯金と合わせ、550万円まで非課税です。)	5年以上	1円以上
定期積金	皆さまの計画に合わせて、毎月決まった日に一定の掛金で無理のないペースで積立てられます。	6ヶ月～5年	1,000円以上	
積立式定期貯金	エンドレス型・満期型・年金型の3種類があります。	種類によって分かります	1円以上	
譲渡性貯金	大口の余裕資金を有利に運用できる自由金利商品で、満期日前に第三者に譲渡することができます。	7日～5年	1千万以上 1円単位	
J A 教育資金贈与専用口座	教育資金非課税措置の適用を受けるための普通貯金専用口座です。教育資金を受贈した30歳未満の個人の方が対象になります。	貯金者が30歳に達した日等、一定の要件に該当した日まで(口座開設・新規預入は令和5年3月31日まで)	1円以上 1,500万円以下	

【ご契約にあたって】

※ ご貯金の種類により、金利は異なります。金利は、窓口に掲示してありますのでご確認ください。

※ 新規の口座を開設する場合、200万円を超える現金取引、10万円を超える振込みを行う場合など、犯罪収益移転防止法により取引時確認をさせていただきますので、運転免許証等本人確認書類の提示が必要となります。

- 〈便利さ〉を生かした通帳……………総合口座・普通貯金
- 有利に大きくふやす……………定期貯金・積立定期貯金
- くらしの夢を育てる……………定期積金
- 明日への財産づくりに……………財形貯金

**融 資 業 務**

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

【ローン商品一覧】

ローン名	ご利用いただける方	使いみち	ご融資額	ご融資期間	ご返済方法	保証・担保
担い手応援ローン	【個人】一定かつ安定した収入のある満20歳以上満79歳未満の方 【法人】直近決算で繰越欠損のない法人	【個人】農業生産に直結する運転資金 【法人】農業経営に必要な運転資金	極度額 1,000万円以内 (100万円単位)	1年(自動更新) (満79歳の誕生日以降は契約の更新は行わない)	入金された資金を自動的に貸越金の返済に充てます。	基金協会保証 (借入額500万円超過は樹立当権を設定)
J A 農機ハウスローン	【個人】一定かつ安定した収入のある満18歳以上の方(完済時満80歳未満) 【法人等】直近決算で繰越欠損のない法人・任意団体	農機具の購入、修理等の資金およびパイプハウス等の資材、建設費並びに他金融機関の農機具ローン借換資金 発電・蓄電設備取得資金(ただし、専ら農業施設への利用等、農業使用を目的とするものに限りません。)	10万円以上 3,600万円以内 (所用資金の範囲内) (1万円単位)	1年～15年 (他金融機関の農機具ローン借換資金の場合は残存期間以内)	・元金均等毎月返済 ・元金均等年1回・年2回返済 ・元金均等毎月返済ボーナス併用 ・元利均等毎月返済 ・元利均等年1回・年2回返済 ・元利均等毎月返済ボーナス併用	基金協会保証 (希望により回信付保可)

アグリ スーパー資金	【個人】一定かつ安定した収入のある満20歳以上満79歳未満の方 【法人等】 直近決算で繰越欠損のない法人・任意団体	【個人】農業生産に直結する運転資金 【法人等】 農業経営に必要な運転資金	過去の生産実績に基づき支払われる交付金相当額および販売代金相当額のうち、口座入金される金額の範囲内 (10万円単位)	1年以内	入金された資金を自動的に貸越金の返済に充てます。	基金協会保証
アグリ マイティー資金	【個人】一定かつ安定した収入のある満18歳以上の方(完済時満80歳未満) 【法人等】 直近決算で繰越欠損のない法人・任意団体	農業生産、あるいは農産物の加工等に必要設備資金・運転資金 再生可能エネルギー利用の取組に必要な設備取得等資金	10万円以上 3,600万円以内 (1万円単位) *法人等の場合は10万円以上 7,200万円以内 *再生可能エネルギー利用にかかる資金の場合は5,000万円以内	20年以内	・元金均等毎月返済 ・元金均等年1回・年2回返済 ・元金均等毎月返済ボーナス併用 ・元利均等毎月返済 ・元利均等年1回・年2回返済 ・元利均等毎月返済ボーナス併用	基金協会保証 *必要に応じ担保を設定
JA 住宅ローン・ リフォームローン	一定かつ安定した収入のある満18歳以上満66歳未満の方(完済時満80歳未満)	住宅の新築、購入、増改築、宅地の購入、住宅資金の借換 ・リフォームは、住宅の増改築資金	10万円以上 2億円以内 (リフォームは、1,500万円以内) (1万円単位)	3年～50年 (リフォームは、1年～20年)	・元金均等毎月返済(住宅ローン) ・元金均等毎月返済ボーナス併用(住宅ローン) ・元利均等毎月返済 ・元利均等毎月返済ボーナス併用	・抵当権の設定(リフォームは原則、抵当権の設定は不要) ・基金協会保証(住宅ローンは団信付保・リフォームローンは借入期間10年を超える場合、団信付保)
JA 小口ローン	一定かつ安定した収入のある満18歳以上満75歳未満の方(完済時満80歳未満)	ブライダル、旅行、省エネ家電の購入など生活に必要な資金(負債整理資金・事業資金は除きます)	10万円以上 500万円以内 (1万円単位)	6か月～10年	・元利均等毎月返済 ・元利均等毎月返済ボーナス併用	基金協会保証 (希望により団信付保可)
JA 教育ローン	一定かつ安定した収入のある満18歳以上の方(完済時満71歳未満)	高校、各種学校、短大、大学の入学、授業料およびアパート家賃等の教育に関する全ての資金	10万円以上 1,000万円以内 (1万円単位)	6か月～15年以内	・元利均等毎月返済 ・元利均等毎月返済ボーナス併用	基金協会保証 (希望により団信付保可)
JA マイカーローン	一定かつ安定した収入のある満18歳以上満75歳未満の方(完済時満80歳未満)	自動車・バイクの購入、点検、修理、車検、免許の取得、カー用品購入、車庫建設及び増改築、自動車ローン借換に必要な資金(本人または同居の家族が必要とする資金に限ります)	10万円以上 1,000万円以内 (1万円単位)	6か月～15年	・元利均等毎月返済 ・元利均等毎月返済ボーナス併用	基金協会保証 (希望により団信付保可)
JA 営農ローン	一定かつ安定した収入のある満20歳以上満79歳未満の方	農業生産に必要な営農資金	極度額 300万円以内 (100万円単位)	1年(自動更新) (満79歳の誕生日以降は契約の更新は行わない)	入金された資金を自動的に貸越金に充てます。	基金協会保証
JA ワイドカードローン (50万以下)	一定かつ安定した収入のある満20歳以上満70歳未満の方	生活に必要な資金	極度額 50万円以内 (10万円単位)	1年(自動更新) (満70歳の誕生日以降は契約の更新は行わない)	・定率式約定返済 ・任意返済	基金協会保証
JA ワイドカードローン (50万超)	一定かつ安定した収入のある満20歳以上満65歳未満の方		極度額 500万円以内 (10万円単位) (農業経営者以外の方は極度額300万円以内)	1年(自動更新) (満65歳の誕生日以降は契約の更新は行わない)		
JA 事業者ローン	一定かつ安定した収入のある満20歳以上の方(完済時満71歳未満)	組合員の事業に必要な設備資金・運転資金	10万円以上 500万円以内 (運転資金は、500万円以内) (10万円単位)	1年～10年 (運転資金は、1年～5年)	・元金均等毎月返済 ・元利均等毎月返済	基金協会保証 (抵当権を設定した場合は貸付金額1,000万円以内)
JA 賃貸住宅ローン	一定かつ安定した収入のある満20歳以上の方(完済時満71歳未満)	賃貸住宅の建設、増改築、補修に必要な資金	100万円以上 4億円以内 (10万円単位)	1年～30年	・元金均等毎月返済 ・元利均等毎月返済	抵当権の設定 基金協会保証

※ 上記のほか、協同住宅ローン(株)や全国保証(株)の保証付住宅ローン、三菱UFJニコス(株)、(株)ジャックスの保証付マイカーローン、教育ローン、フリーローンもお取扱いしております。

※ 商品ごとに利率、保証料、ご利用限度額などが異なりますのでローンのご利用にあたっては、ご相談ください。

■ つぎの資金についても、ご相談ください。

代理貸付商品名	内 容
(株) 日本政策金融公庫	農業者等への長期設備資金、長期運転資金
	高校・短大・大学等へ進学するために必要な資金
農業制度資金	内 容
農業近代化資金	農産物の生産・加工等の設備資金、畜舎等の改良・取得等資金、農機具購入資金など
	県・市からの利子補給が受けられ、認定農業者には特例措置あり

※ 上記のローンや代理貸付以外の一般融資も行っていますので、事業資金（運転資金、設備投資資金など）が必要の際はご相談ください。

### ローンの上手な利用方法

豊かな生活を送るためには、ローンを上手に利用することも必要です。それには、計画的に無理なく返済できる範囲内でローンをご利用いただくことが肝要です。返済計画は、生活を極端に切り詰めることなく、また病気など不慮の事故も考慮して、余裕のある計画を立てるようにしてください。

### 内 国 為 替 業 務

全国のJA・県信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行、信用金庫などの各店舗と為替網を結び、当JAから全国の金融機関に対して送金・振込や手形・小切手等の取立てを安全、確実、迅速に処理するサービスを行っております。

### その他の業務及びサービス一覧

オンラインシステムを利用した各種の自動支払・自動受取や、事業主の皆さまのための給与振込サービス、振替サービスなどの取り扱いをしております。

また、全国全てのJAバンクでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫及びゆうちょ銀行、コンビニエンスストアなどでの現金引き出し（ゆうちょ銀行、セブン銀行、イーネット、ローソン銀行 ATM では預入れも可）ができるキャッシュカードサービスなどさまざまなサービスを行っております。

種 類	内 容
国債窓口販売業務	国債の募集を取り扱っています。
投資信託窓口販売業務	各種の投資信託の募集を取り扱っています。（ファンドラップサービスを含みます。）
キャッシュサービス	カード1枚で、普通貯金の入出金・残高照会などが、当JAの支店をはじめ、全国の提携金融機関やゆうちょ銀行のATMでご利用できるほか、コンビニエンスストア等に設置のATM(セブン銀行、イーネット、ローソン銀行ATM)でもご利用できます。 (法人カードの場合、県内JAのATMのみご利用いただけます。)
デビットカードサービス	現在お手持ちのキャッシュカードを利用して、加盟店でのお買い物やサービス料金などのお支払・現金のお引出しに利用できるサービスです。
A T M	キャッシュカードや通帳でのお預入れ、お引出し、通帳記入、残高照会のほか、暗証番号の変更、定期貯金のお預入れ、税金・公共料金等の払込など様々な機能をご利用いただけます。
JA ネットバンク (個人向け)	インターネットに接続可能なパソコン・スマートフォンで、休日や夜間でも振込・振替や残高照会、入出金明細照会などの各種サービスをご利用いただけます。 また、定期貯金の預入、住宅ローンの一部繰上返済やPay-easy(ペイジー)による各種料金のお支払いもご利用いただけます。
JA ネットバンク (法人向け)	インターネットに接続されているオフィスのパソコンから、貯金の残高や入出金明細の照会、振込・振替・税金等の払込のほか、口座振替、総合振込、給与・賞与振込等の複数データを1回の操作でまとめて送信できる、データ伝送サービスもご利用いただけます。
JA バンク アプリ	キャッシュカードをお持ちの個人のお客さまを対象に、スマートフォンから貯金残高・投資信託残高・入出金明細照会・税金各種料金の払込などアプリで利用できるサービスです。

JA バンクアプリプラス	口座をお持ちの個人のお客様はスマートフォンから振込・振替等 JA ネットバンクサービスに加え、住所・電話番号変更等のお手続きが可能です。
自動支払・自動受取	毎月の5大公共料金(電気・ガス・水道・電話・NHK)、税金、共済掛金、学費、クレジットカードなどのお支払や、給与、年金などのお受取りを自動的に行う便利で安心なサービスです。
給与振込サービス	給与・ボーナスを従業員の皆様をご指定される貯金口座に自動的にお振込みいたします。
振替サービス	住宅家賃、会費など各種の集金代金を、当JA支店のご指定口座から自動的に収納するサービスです。
JA データ伝送サービス (AnserDATAPORT方式)	お客様のパソコンやホストシステムから、総合振込、給与・賞与振込、口座振替などのサービスをご利用いただけます。
定額自動送金サービス	住宅家賃、仕送りなど毎月一定額の振込みをご指定日にお客さまの口座から当JA支店・他金融機関のご指定口座へ送金いたします。
JA カード	「Mastercard®」・「VISA」ブランドのクレジットカードにJA独自のサービスを付加したJAカードの発行や、加盟店へのご加入のお取次ぎをいたします。
貸金庫	貯金証書、権利書などの重要書類、貴重品など大切な財産を安全に保管いたします。 (新座支店、朝霞支店、志木支店、和光支店をご利用いただけます。)
夜間金庫	営業時間終了後でも売上金などを当座貯金などへ受入のためお預かりいたします。 (野火止支店をご利用いただけます。)
署名鑑印刷サービス	小切手帳や手形帳を発行する際に署名判を自動印字するサービスです。従来のゴム印による押捺よりも省力化され、不鮮明などの押し損じもなくなります。
年金相談	年金に関するあらゆるご相談を、無料で承っております。開催日はHPをご覧ください。
暮らしとお金個別相談	人生100年時代に生きるためのライフ&マネープランについてのご相談を、無料で承っております。開催日はHPをご覧ください。
遺言信託代理業務	農中信託銀行の遺言信託代理店として、次世代への財産承継のご相談に対応するため、遺言信託業務、遺産整理業務を取り扱っております。

## JAあさか野の金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金・共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に配慮した時間帯に行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切かつ迅速な対応を図るよう努めます。

## 各種手数料（令和7年4月1日現在）

### 【為替手数料】

種 類		利用区分	当JAの 同一店宛	当JAの 他店宛	系統JA宛	他金融機関宛		
送 金		普通扱(1件につき)	660円					
振 込	窓 口	電 信 (各1件につき)	5万円未満	220円	220円	440円	550円	
			5万円以上	220円	440円	660円	770円	
		文 書 (各1件につき)	5万円未満	220円	220円	440円	550円	
			5万円以上	220円	440円	550円	660円	
定 時 自 送 動 金		電 信・文 書 (各1件につき)	5万円未満	0円	0円	110円	220円	
			5万円以上	0円	0円	330円	440円	
		現金自動化 機器(ATM)	現金及び系統キ ャッシュカード (各1件につき)	5万円未満	0円	110円	220円	330円
				5万円以上	0円	220円	440円	550円
	他行キャッシ ュカード (各1件につき)	5万円未満	0円	220円	330円	440円		
		5万円以上	0円	330円	550円	660円		
インターネット/ファーム /JA データ伝送サービス (AnserDATAPORT 方式)		1件につき	0円	0円	110円	220円		

### 【手形・小切手取立手数料その他】

種 類		手数料
代金 取立	電子交換	1通につき 660円
	個別取立	1通につき 880円
その他	送金・振込の組戻料	1件につき 660円
	取立手形の組戻料	1通につき 660円
	不渡手形の返却料	1通につき 660円
	取立手形店頭呈示料	1通につき 660円
	(660円を超える経費を要する場合は、その実費)	

### 【手形・小切手発行手数料】

種 類	手数料
小切手帳 1冊50枚綴り	660円
約束手形帳 1冊25枚綴り	550円
為替手形 (1枚)	33円
マル専手形 (1枚)	550円
マル専当座開設手数料	3,300円

### 【署名鑑印刷サービス】

種 類	手数料
署名鑑登録手数料(手形・小切手)	1,100円
署名鑑変更手数料(手形・小切手)	550円
小切手帳 1冊50枚綴り	770円
約束手形帳 1冊25枚綴り	660円
為替手形 (1枚)	44円

### 【国債の保護預かり手数料】

種 類	手数料
保護預かり手数料 年間(毎年4/20に1年分)	当面無料

### 【硬貨精査手数料(両替を含む)】

手数料	希望金額の合計枚数			
	100枚まで	101枚～ 500枚まで	501～ 1,000枚まで	1,001枚 以上
	無料	330円	440円	660円

※ 記念硬貨への両替、汚損した現金の交換は、無料

※ 1,001枚以降1,000枚毎に660円加算

### 【その他の手数料】

種 類	手数料
残高証明書発行(貯金・貸出) 1通あたり	440円
融資証明書発行 1通あたり	5,500円
取引履歴明細表発行 1通あたり(過去3年)	2,200円
相続貯金仮払履歴証明書発行	550円
自己宛小切手発行 1通あたり	550円
通帳・証書再発行 1件あたり	1,100円
ICキャッシュカード発行・更新	無料
ICキャッシュカード再発行(盗難・紛失等)	1,100円
JAカード(一体型)発行・再発行・更新	無料
JAネットバンク利用手数料(1ヶ月)	無料
法人JAネットバンク利用手数料(1ヶ月)	
基本サービス(照会・振込サービス)	1,100円
基本サービス+データ伝送サービス	2,200円
JAデータ伝送サービス(AnserDATAPORT方式)	
月額利用料(1か月)	3,300円
ローンカード再発行	1,100円
成年後見支援貯金口座開設手数料	11,000円
未利用口座管理手数料(年額)	1,320円

### 【夜間金庫利用手数料】

種 類	手数料
月額基本料金	3,300円

### 【貸金庫使用料(年額)】

タイプ	外寸(高さ×幅×奥行) 単位: mm	使用料
65	65×260×450	18,480円
102	102×260×450	23,760円
140	140×260×450	27,720円

※ここに掲載しました手数料のほか、個々の取引内容等により手数料が異なる場合や新たに付加される場合がありますので窓口でご確認ください。

## 共 済 事 業

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆さまの生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、個人の日常生活の上で必要とされる様々な保障・ニーズにお応えできます。

JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

### 【主な共済商品の一覧（令和7年4月1日現在）】

#### 長期共済（共済期間が5年以上の契約）

種 類	内 容
終 身 共 済	万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により保障内容を自由に設計できる確かな生涯保障プランです。
引 受 緩 和 型 終 身 共 済	通院中の方、病歴がある方など健康状態に不安がある方でも、簡単な告知でお申込みいただけます。生涯にわたって、万一のときの保障が確保できます。
一 時 払 終 身 共 済	満期共済金や退職金等の一時金を活用した長期資金確保・相続対策ニーズに応えることができるプランです。医師の診査なしの簡単な手続きでお申込みいただけます。
定 期 生 命 共 済	ライフプランに合わせて一定期間、しっかりと必要な保障をするプランです。
定 期 生 命 共 済 (通減期間設定型)	ライフプランに応じて保証期間を通減させることで、さらにお手頃な共済掛金で必要十分な保障をするプランです。
養 老 生 命 共 済	万一のときの保障と、将来の資金づくりを両立させたプランです。
こ ども 共 済	お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者（親族）が万一のときは、満期まで毎年養育年金を受け取れるプランもあります。
が ん 共 済	がんや脳腫瘍に対し、入院・手術・放射線治療はもちろん、抗がん剤治療やホルモン剤治療、がん性疼痛の緩和のための在宅医療も保障します。
特 定 重 度 疾 病 共 済	三大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらには「その他の生活習慣病」まで幅広く保障できるプランです。
医 療 共 済	病気やケガによる入院を手厚く保障するプランです。ニーズにあわせて、「共済期間」、「手術・放射線治療保障」、「治療共済金受取回数」などを選択できるほか、先進医療の保障を加えたり、特則により健康を維持した場合に健康祝金を受け取るプランもあります。
引 受 緩 和 型 医 療 共 済	通院中の方、病歴がある方など健康状態に不安がある方でも、簡単な告知でお申込みいただけます。日帰り入院から、手術、放射線治療を生涯保障します。
介 護 共 済	生涯にわたって、介護の不安に備えることができるプランです。公的介護保険制度に定める要介護2～5に認定されたとき、または所定の重度要介護状態になったときに介護共済金が受け取れます。
一 時 払 介 護 共 済	満期共済金や退職金等の一時金を活用して、生涯にわたって介護の不安に備えることができるプランです。介護共済金の受け取りがなく、お亡くなりになられたときは死亡給付金が受け取れます。
生 活 障 害 共 済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。身体障害者福祉法に定める1～4級の障害を保障します。
予 定 利 率 変 動 型 年 金 共 済	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きでお申込みいただけます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
認 知 症 共 済	認知症にかかる介護費用や治療費用など様々な費用に補填することができる共済金は一時金でお受け取りいただけるため、まとまった資金を確保することが出来るプランです。
建 物 更 生 共 済	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、満期共済金は、建物の新築・増築や家財の買替資金としてご活用いただけます。

※ この資料は概要を説明したものです。各種共済の仕組み内容につきましては、「重要事項説明書（契約概要）」をご覧ください。詳しくは窓口までお問合せください。

※ このほかにも、みどり国民年金基金（第1号被保険者の上乘せ年金）などがあります。

## 短期共済（共済期間が5年未満の契約）

種 類	内 容	種 類	内 容
自動車共済	相手方への対人・対物賠償をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一の自動車事故を幅広く保障します。	傷 害 共 済	日常のさまざまな災害による万一のときや負傷を保障します。
自賠償共済	法律ですべての自動車に加入が義務付けられています。人身事故の被害者への賠償責任を保障します。	賠 償 責 任 共 済	日常生活に生じた損害賠償責任などを保障します。
火災共済	住まいの火災損害を保障します。	農業者賠償責任共済	農業に関する幅広い賠償責任を保証します。

※ この資料は概要を説明したものです。各種共済の仕組み内容につきましては、「重要事項説明書（契約概要）」をご覧ください。詳しくは窓口までお問合せください。

## 購 買 事 業

経済配送センター（生産資材店舗）では、農産物の種、苗、肥料、農薬、農具、園芸資材等を販売しています。米や野菜等を出荷している農家向けの品物だけではなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。店舗にて、営農指導員が野菜づくりのアドバイスも行っています。

## 販 売 事 業

生産者から消費者へ新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けする事業を行っています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷するほか、当JA管内において生産された米、野菜、果樹等から特に選りすぐったものを「あさか野ブランド」として認証しています。また、「地産地消」の取組みとして、野菜の移動販売やイベント等への出張販売を行うとともに、ファーマーズマーケットを開設し、消費者に直接、農家が持ち寄った地元でとれた農産物の提供を行っています。

## 催 事 事 業

大切な家族とお別れするご葬儀等もしものときに、当JAの葬儀部門である「JAあさか野ライフサービス」がまごころこめてお手伝いさせていただきます。

## 資 産 管 理 事 業

総合相談センターを中心に「農と住の調和したまちづくり」を目指して、組合員の皆さまの土地資産等に関することについての総合相談業務や各種の不動産仲介業務等を行っています。

## 営 農 ・ 生 活 ・ 相 談 事 業

組合員の皆さまと共に歩む営農指導（地域農業振興活動の支援・農業経営支援などの農業・農家のための活動）や組合員の皆さまや地域の皆さまと共に歩む生活指導（健康管理講習・郷土文化学習・共同購入・地産地消などの生活文化活動）はもとより、法務・税務相談の窓口開設や、土地の有効利用などの資産管理相談、健康相談などの総合的な相談機能により、暮らしの全般にわたったサポートをしています。

# 業績・財務関係の状況

## 《業績の概要》

### 信用事業

#### 貯金

地域に密着した金融機関として、JA 利用者に対する取引・サービス提供の拡大を進めた結果、残高は 2,927 億 2,102 万円となりました。

#### 貸出金

組合員の営農資金をはじめ設備資金等の資金需要に積極的な対応を行い、貸出残高は、1,562 億 9,178 万円となりました。

#### その他の業務

内国為替業務は、年間取扱量が、仕向為替 3 万 6 千件、783 億 1,018 万円で、被仕向為替 21 万 9 千件、1,107 億 6,695 万円となりました。

国債等の窓口販売業務は、年間取扱高が 5 億 9,796 万円となりました。

### 共済事業

組合員、地域の皆さまの家族一人ひとりの生涯保障の確立をめざし事業推進活動を積極的に展開したところ、長期共済新契約高は 356 億 3,498 万円を挙績し、保有契約高は 3,931 億 1,754 万円となりました。

また、年金共済新契約高においても 5,082 万円、自動車共済新契約 233 件ご加入いただきました。

### 購買事業

営農指導・販売事業と連携し、良質な資材を適正価格で安定的に供給した結果、11 億 523 万円の取扱い実績となりました。

### 販売事業

地域の特性を生かした作物・優良な畜産物等の共販組織や事務体制の強化の充実など、計画的な生産販売までの業務態勢の確立に努めた結果、取扱高は 6 億 5,248 万円となりました。

### 収支状況

収支は、信用事業をはじめとする各事業は堅調を維持するとともに、経常利益 8 億 5,147 万円確保することができ、法人税等を控除した当期余剰金につきましても 6 億 3,066 万円を計上することができました。

自己資本比率については、14.60%となりました。

## 主要な経営指標等の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
出資金（百万円）	864	862	852	848	842
（出資口数）	8,642,660	8,625,319	8,526,145	8,481,060	8,428,142
単体自己資本比率（%）	11.63	11.56	12.97	12.90	14.60
職員数（人）	180	181	181	173	184

（単位：百万円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総資産	290,476	298,215	307,458	318,863	313,478
貸出金	148,150	146,639	150,921	153,514	156,291
有価証券	13,044	14,150	13,760	13,079	13,059
貯金	271,896	279,242	288,055	298,014	292,721
純資産	16,900	17,383	17,740	18,557	18,542
経常収益	3,979	4,101	4,134	4,481	4,157
信用事業収益	2,130	2,096	2,239	2,264	2,334
共済事業収益	550	545	553	530	556
農業関連事業収益	321	272	276	250	260
その他の事業収益	977	1,186	1,064	1,435	1,004
経常利益	829	898	1,132	1,442	851
当期剰余金（注）	703	643	832	1,014	630
剰余金配当の金額	90	93	94	122	125
出資配当金	17	17	16	16	16
事業利用分量配当金	73	76	77	105	108

注：当期剰余金は、銀行等の当期純利益に相当するものです。

注：純資産及び貸出金については、貸付留保金を控除した数値としています。

# 財務諸表

## ■ 貸借対照表

(単位:千円)

	令和5年度 (令和6年3月31日)	令和6年度 (令和7年3月31日)		令和5年度 (令和6年3月31日)	令和6年度 (令和7年3月31日)
<b>(資産の部)</b>			<b>(負債の部)</b>		
<b>1 信用事業資産</b>	<b>306,767,334</b>	<b>301,519,490</b>	<b>1 信用事業負債</b>	<b>298,084,734</b>	<b>292,834,180</b>
(1)現金	532,648	539,636	(1)貯金	298,014,556	292,721,025
(2)預金	139,636,182	131,616,831	(2)借入金	1,587	-
系統預金	139,635,011	131,612,498	(3)その他の信用事業負債	68,590	113,154
系統外預金	1,170	4,332	未払費用	13,116	74,852
(3)有価証券	13,079,954	13,059,183	その他の負債	55,473	38,301
国債	2,279,709	1,898,846	<b>2 共済事業負債</b>	<b>635,929</b>	<b>661,709</b>
地方債	1,300,190	1,415,270	(1)共済資金	387,580	411,186
政府保証債	1,085,510	1,004,880	(2)未経過共済付加収入	246,996	249,001
社債	7,792,632	8,322,603	(3)その他の共済事業負債	1,353	1,521
受益証券	621,913	417,584	<b>3 経済事業負債</b>	<b>778,742</b>	<b>785,285</b>
(4)貸出金	153,514,727	156,291,787	(1)経済事業未払金	65,779	69,602
(5)その他信用事業資産	453,876	467,099	(2)経済受託債務	4,191	5,336
未収収益	183,163	227,919	(3)その他経済事業負債	708,771	710,346
その他の資産	270,713	239,179	<b>4 雑負債</b>	<b>467,429</b>	<b>316,141</b>
(6)貸倒引当金	△ 450,054	△ 455,048	(1)未払法人税等	268,313	174,434
<b>2 共済事業資産</b>	<b>16,270</b>	<b>23,079</b>	(2)資産除去債務	29,061	29,219
(1)その他の共済事業資産	16,270	23,079	(3)その他の負債	170,054	112,487
<b>3 経済事業資産</b>	<b>161,786</b>	<b>162,531</b>	<b>5 諸引当金</b>	<b>208,161</b>	<b>208,540</b>
(1)経済事業未収金	102,371	101,277	(1)賞与引当金	67,512	69,612
(2)棚卸資産	58,194	60,027	(2)役員退職慰労引当金	27,433	37,504
購入品	57,601	59,443	(3)特例業務負担金引当金	113,215	101,424
その他の棚卸資産	593	583	<b>6 繰延税金負債</b>	<b>130,466</b>	<b>130,306</b>
(3)その他の経済事業資産	1,527	1,530	<b>負債の部合計</b>	<b>300,305,464</b>	<b>294,936,164</b>
(4)貸倒引当金	△ 307	△ 303	<b>(純資産の部)</b>		
<b>4 雑資産</b>	<b>173,550</b>	<b>165,202</b>	<b>1 組合員資本</b>	<b>18,914,619</b>	<b>19,417,361</b>
(1)雑資産	173,550	165,202	(1)出資金	848,106	842,814
<b>5 固定資産</b>	<b>4,135,238</b>	<b>4,007,140</b>	(2)利益剰余金	18,068,786	18,576,660
(1)有形固定資産	4,133,409	4,005,496	利益準備金	2,029,530	2,029,530
建物	2,670,213	2,674,513	その他利益剰余金	16,039,256	16,547,129
機械装置	54,052	54,052	肥料協同購入目的積立金	889	889
土地	1,851,194	1,851,194	経営基盤強化目的積立金	32,605	32,605
建設仮勘定	35,455	-	税効果目的積立金	58,248	58,248
その他の有形固定資産	844,963	894,772	施設整備積立金	800,000	800,000
減価償却累計額	△ 1,322,471	△ 1,469,037	農業生産資材価格変動積立金	10,000	10,000
(2)無形固定資産	1,829	1,643	財務基盤強化積立金	4,644,000	5,424,000
<b>6 外部出資</b>	<b>7,375,524</b>	<b>7,375,524</b>	農業振興目的積立金	150,000	150,000
(1)外部出資	7,375,524	7,375,524	固定資産圧縮積立金	310,953	310,953
系統出資	6,969,305	6,969,305	システム整備等積立金	50,000	120,000
系統外出資	406,219	406,219	特別積立金	8,514,255	8,514,255
<b>7 前払年金費用</b>	<b>233,297</b>	<b>225,359</b>	当期未処分剰余金	1,468,302	1,126,176
			(うち当期剰余金)	1,014,016	630,661
			(3)処分未済持分	△ 2,272	△ 2,113
			<b>2 評価・換算差額等</b>	<b>△ 357,080</b>	<b>△ 875,197</b>
			(1)その他有価証券評価差額金	△ 357,080	△ 875,197
			<b>純資産の部合計</b>	<b>18,557,539</b>	<b>18,542,163</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>318,863,003</b>	<b>313,478,328</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>318,863,003</b>	<b>313,478,328</b>

# ■ 損益計算書

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度		令和5年度	令和6年度
	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで		令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
<b>1 事業総利益</b>	<b>3,472,094</b>	<b>3,030,225</b>	(9) 宅地等供給事業収益	860,654	469,283
事業収益	4,457,525	4,130,869	(10) 宅地等供給事業費用	5,480	4,732
事業費用	985,431	1,100,644	(うち貸倒引当金繰入額)	(36)	(4)
(1) 信用事業収益	2,264,631	2,334,882	(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(-)
資金運用収益	2,147,462	2,232,558	<b>宅地等供給事業総利益</b>	<b>855,174</b>	<b>464,550</b>
(うち預金利息)	(672,586)	(715,399)	(11) その他事業収益	1,533	3,070
(うち有価証券利息)	(141,604)	(119,732)	(12) その他事業費用	1,245	2,332
(うち貸出金利息)	(1,292,472)	(1,352,371)	<b>その他事業総利益</b>	<b>287</b>	<b>738</b>
(うちその他受入利息)	(40,798)	(45,054)	(13) 指導事業収入	482	438
役務取引等収益	51,298	55,549	(14) 指導事業支出	50,467	61,641
その他事業直接収益	13,790	-	<b>指導事業収支差額</b>	<b>△49,984</b>	<b>△61,203</b>
その他経常収益	52,080	46,774	<b>2 事業管理費</b>	<b>2,111,273</b>	<b>2,270,512</b>
(2) 信用事業費用	311,225	442,560	(1) 人件費	1,471,679	1,614,905
資金調達費用	18,096	162,793	(2) 業務費	223,010	240,175
(うち貯金利息)	(17,386)	(162,193)	(3) 諸税負担金	83,587	80,607
(うち給付補てん備金繰入)	(706)	(597)	(4) 施設費	304,337	300,364
(うちその他支払利息)	(3)	(2)	(5) その他事業管理費	28,659	34,459
役務取引等費用	12,307	12,050	<b>事業利益</b>	<b>1,360,820</b>	<b>759,712</b>
その他事業直接費用	805	-	<b>3 事業外収益</b>	<b>85,977</b>	<b>95,471</b>
その他経常費用	280,016	267,717	(1) 受取雑利息	1	2
(うち貸倒引当金繰入額)	(1,211)	(4,994)	(2) 受取出資配当金	77,678	78,316
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(-)	(3) 賃貸料	436	7,084
<b>信用事業総利益</b>	<b>1,953,405</b>	<b>1,892,322</b>	(4) 貸倒引当金戻入益	-	-
(3) 共済事業収益	530,596	556,689	(5) 雑収入	7,860	10,068
共済付加収入	485,580	503,076	<b>4 事業外費用</b>	<b>4,120</b>	<b>3,704</b>
その他の収益	45,016	53,612	(1) 寄付金	-	3,345
(4) 共済事業費用	15,665	15,434	(2) 雑損失	4,120	3,120
共済推進費	2,597	2,610	<b>経常利益</b>	<b>1,442,677</b>	<b>851,479</b>
共済保全費	2,813	3,202	<b>5 特別利益</b>	-	-
その他の費用	10,254	9,621	(1) 固定資産処分益	-	-
<b>共済事業総利益</b>	<b>514,930</b>	<b>541,254</b>	<b>6 特別損失</b>	<b>93,955</b>	<b>25,630</b>
(5) 購買事業収益	771,400	736,370	(1) 固定資産処分損	93,955	25,630
購買品供給高	734,303	679,570	<b>税引前当期利益</b>	<b>1,348,722</b>	<b>825,849</b>
購買手数料	25,691	46,319	法人税・住民税及び事業税	288,555	195,757
その他の収益	11,405	10,480	法人税等調整額	46,150	△570
(6) 購買事業費用	591,999	563,813	法人税等合計	334,706	195,187
購買品供給原価	582,329	553,957	当期剰余金	1,014,016	630,661
その他の費用	9,670	9,855	当期首繰越剰余金	425,771	495,514
(うち貸倒引当金繰入額)	(56)	(-)	税効果目的積立金取崩額	28,515	-
(うち貸倒引当金戻入益)	(-)	(△7)	当期未処分剰余金	1,468,302	1,126,176
<b>購買事業総利益</b>	<b>179,401</b>	<b>172,556</b>			
(7) 販売事業収益	52,622	56,506			
販売品販売高	24,396	26,371			
販売手数料	25,996	28,249			
その他の収益	2,230	1,885			
(8) 販売事業費用	33,744	36,501			
販売品販売原価	24,396	26,371			
その他の費用	9,348	10,130			
<b>販売事業総利益</b>	<b>18,878</b>	<b>20,004</b>			

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

# ■ 注記表等

令和5年度 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)		令和6年度 (令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)																									
<p>1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)</p> <p>ア. 満期保有目的の債券:償却原価法(定額法)</p> <p>イ. その他有価証券</p> <p>a. 時価のあるもの :時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)</p> <p>b. 市場価格のない株式等:移動平均法による原価法</p> <p>② 棚卸資産</p> <p>ア. 購買品.....移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>イ. その他の棚卸資産.....最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>定額法を採用しています。</p> <p>(3) 引当金の計上基準</p>		<p>1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>(1) 次に掲げる資産の評価基準及び評価方法</p> <p>① 有価証券(株式形態の外部出資を含む)</p> <p>ア. 満期保有目的の債券:償却原価法(定額法)</p> <p>イ. その他有価証券</p> <p>a. 時価のあるもの :時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)</p> <p>b. 市場価格のない株式等:移動平均法による原価法</p> <p>② 棚卸資産</p> <p>ア. 購買品.....移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>イ. その他の棚卸資産.....最終仕入原価法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>(2) 固定資産の減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>定額法を採用しています。</p> <p>(3) 引当金の計上基準</p>																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>計上基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td>貸倒引当金は、予め定められている経理規程、資産査定要領及び資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td>職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を適用しています。</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td>役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に定めるところにより期末要支給額を計上しています。</td> </tr> <tr> <td>特例業務負担金引当金</td> <td>厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和6年3月現在における令和14年3月までの将来見込額を計上しています。</td> </tr> </tbody> </table>		種類	計上基準	貸倒引当金	貸倒引当金は、予め定められている経理規程、資産査定要領及び資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。	賞与引当金	職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。	退職給付引当金	職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を適用しています。	役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に定めるところにより期末要支給額を計上しています。	特例業務負担金引当金	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和6年3月現在における令和14年3月までの将来見込額を計上しています。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>計上基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸倒引当金</td> <td>貸倒引当金は、予め定められている経理規程、資産査定要領及び資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td>職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を適用しています。</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td>役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に定めるところにより期末要支給額を計上しています。</td> </tr> <tr> <td>特例業務負担金引当金</td> <td>厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和7年3月現在における令和14年3月までの将来見込額を計上しています。</td> </tr> </tbody> </table>		種類	計上基準	貸倒引当金	貸倒引当金は、予め定められている経理規程、資産査定要領及び資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。	賞与引当金	職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。	退職給付引当金	職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を適用しています。	役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に定めるところにより期末要支給額を計上しています。	特例業務負担金引当金	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和7年3月現在における令和14年3月までの将来見込額を計上しています。
種類	計上基準																										
貸倒引当金	貸倒引当金は、予め定められている経理規程、資産査定要領及び資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。																										
賞与引当金	職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。																										
退職給付引当金	職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を適用しています。																										
役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に定めるところにより期末要支給額を計上しています。																										
特例業務負担金引当金	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和6年3月現在における令和14年3月までの将来見込額を計上しています。																										
種類	計上基準																										
貸倒引当金	貸倒引当金は、予め定められている経理規程、資産査定要領及び資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。 上記以外の債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。 すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。																										
賞与引当金	職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期負担分を計上しています。																										
退職給付引当金	職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を適用しています。																										
役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に定めるところにより期末要支給額を計上しています。																										
特例業務負担金引当金	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出する特例業務負担金の令和7年3月現在における令和14年3月までの将来見込額を計上しています。																										
<p>(4) 収益及び費用の計上基準</p> <p>① 収益認識関連</p> <p>当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。</p> <p>ア 購買事業</p> <p>農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>イ 販売事業</p> <p>組合員が生産した農畜産物を当組合が販売委託を受け、直売センター等で顧客に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>ウ 宅地等供給事業</p> <p>組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。</p>		<p>(4) 収益及び費用の計上基準</p> <p>① 収益認識関連</p> <p>当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。</p> <p>ア 購買事業</p> <p>農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>イ 販売事業</p> <p>組合員が生産した農畜産物を当組合が販売委託を受け、直売センター等で顧客に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>ウ 宅地等供給事業</p> <p>組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービスによるものであり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しております。</p>																									

工 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

- (5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- (6) 計算書類に記載した金額の端数処理の方法  
記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しております。
- (7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項  
①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について  
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。  
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。
- ②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について  
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 貸倒引当金に関する会計上の見積り  
① 当事業年度の計算書類に計上した金額  
貸倒引当金 450,361 千円  
② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報  
ア 算定方法  
「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。  
イ 主要な仮定  
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。  
ウ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響  
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額  
有形固定資産について、取用により取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、次のとおりです。

(単位:千円)

種 類	圧縮記帳累計額	左のうち当期圧縮記帳額
土 地	19,926	-
建 物	13,758	-
合 計	33,685	-

- (2) 担保に供されている資産  
以下の資産は、次のとおり担保に供しています。

(単位:千円)

種 類	金 額	目 的
系 統 預 金	5,410,000	為替決済に関する保証金

- (3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務  
理事及び監事に対する金銭債権の総額 2,514,742 千円  
理事及び監事に対する金銭債務の総額 - 千円
- (4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額  
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 297,242 千円、危険債権額は 159,486 千円です。  
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。  
債権のうち、三月以上延滞債権額はありせん。  
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破綻更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。  
債権のうち、貸出条件緩和債権額はありせん。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。  
破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は 456,728 千円です。  
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

工 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

- (5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- (6) 計算書類に記載した金額の端数処理の方法  
記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しております。
- (7) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項  
①事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について  
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。  
ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。
- ②当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について  
購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

(追加情報)

- 法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用  
「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第 27 号 2022 年 10 月 28 日)等を当事業年度から適用しています。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

2. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 貸倒引当金に関する会計上の見積り  
① 当事業年度の計算書類に計上した金額  
貸倒引当金 455,352 千円  
② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報  
ア 算定方法  
「1 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3) 引当金の計上基準」の「貸倒引当金」に記載しております。  
イ 主要な仮定  
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。  
ウ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響  
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 資産に係る圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の圧縮記帳額  
有形固定資産について、取用により取得価額から直接控除した圧縮記帳額は、次のとおりです。

(単位:千円)

種 類	圧縮記帳累計額	左のうち当期圧縮記帳額
土 地	19,926	-
建 物	13,758	-
合 計	33,685	-

- (2) 担保に供されている資産  
以下の資産は、次のとおり担保に供しています。

(単位:千円)

種 類	金 額	目 的
系 統 預 金	5,410,000	為替決済に関する保証金

- (3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務  
理事及び監事に対する金銭債権の総額 2,433,048 千円  
理事及び監事に対する金銭債務の総額 - 千円
- (4) 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)(i) から (iv) までに掲げるものの額及びその合計額  
債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 181,943 千円、危険債権額は 266,644 千円です。  
なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。  
また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。  
債権のうち、三月以上延滞債権額はありせん。  
なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破綻更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。  
債権のうち、貸出条件緩和債権額はありせん。  
また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。  
破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は 448,588 千円です。  
なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへの貸付け、残った余裕金を埼玉県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、企画管理部に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益性及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.20%上昇したものと想定した場合には、経済価値が641,199千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	139,636,182	139,598,308	△37,873
有価証券			
満期保有目的の債券	1,210,009	1,210,374	364
その他有価証券	11,869,945	11,869,945	—
貸出金(*1,2)	157,583,610		
貸倒引当金(*3)	△450,054		
貸倒引当金控除後	157,133,556	158,053,366	919,810
経済事業未収金			
貸倒引当金(*4)	102,371		
貸倒引当金控除後	△307		
貸倒引当金控除後	102,064	102,064	—
資産計	309,951,757	310,834,059	882,301
貯金	298,014,556	297,874,348	△140,208
負債計	298,014,556	297,874,348	△140,208

- (\*1) 貸出金には、貸付留保金を控除していません。
- (\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金です。
- (\*3) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金です。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】  
ア. 預金

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへの貸付け、残った余裕金を埼玉県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品にかかるリスク管理体制

ア. 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、企画管理部に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ. 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益性及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.20%上昇したものと想定した場合には、経済価値が593,926千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ. 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	131,616,831	131,425,712	△191,119
有価証券			
満期保有目的の債券	2,309,956	2,256,590	△53,366
その他有価証券	10,749,227	10,749,227	—
貸出金(*1,2)	158,822,495		
貸倒引当金(*3)	△455,048		
貸倒引当金控除後	158,367,446	157,640,189	△727,256
経済事業未収金			
貸倒引当金(*4)	101,277		
貸倒引当金控除後	△303		
貸倒引当金控除後	100,973	100,973	—
資産計	303,144,434	302,172,693	△971,741
貯金	292,721,025	292,206,867	△514,158
負債計	292,721,025	292,206,867	△514,158

- (\*1) 貸出金には、貸付留保金を控除していません。
- (\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金です。
- (\*3) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金です。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】  
ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下「OIS」という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ、有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によります。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された相場価格によります。

ウ、貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

エ、経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によります。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア、貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- ③ 市場価値のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資(*1)	7,375,524

(\*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以上
預金	139,636,182	-	-
有価証券			
満期保有目的の債券	600,000	100,000	10,000
その他有価証券のうち満期があるもの	100,000	-	200,000
貸出金(*1)	10,191,792	8,103,890	7,592,178
経済事業未収金	102,371	-	-
合計	150,630,346	8,203,890	7,802,178

	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	-	-	-
有価証券			
満期保有目的の債券	-	300,000	200,000
その他有価証券のうち満期があるもの	-	359,932	11,561,981
貸出金(*1)	7,366,850	7,177,340	117,151,557
経済事業未収金	-	-	-
合計	7,366,850	7,837,272	128,913,538

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）129,377千円については「1年以内」に含めています。

- ⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以上
貯金(*1)	288,360,077	5,091,005	3,662,851
合計	288,360,077	5,091,005	3,662,851

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下「OIS」という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ、有価証券

有価証券について、主に国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によります。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された相場価格によります。

ウ、貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

エ、経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によります。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア、貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- ③ 市場価値のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資(*1)	7,375,524

(\*1) 外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以上
預金	131,616,831	-	-
有価証券			
満期保有目的の債券	-	10,000	400,000
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	200,000
貸出金(*1,2)	8,457,849	7,907,957	7,820,331
経済事業未収金	101,277	-	-
合計	140,175,958	8,117,957	8,220,331

	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	-	-	-
有価証券			
満期保有目的の債券	300,000	400,000	1,200,000
その他有価証券のうち満期があるもの	-	-	10,717,584
貸出金(*1,2)	7,351,292	7,153,202	120,086,724
経済事業未収金	-	-	-
合計	7,951,292	7,953,202	132,004,309

(\*1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）137,147千円については「1年以内」に含めています。

(\*2) 貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等45,136千円は償還の予定が見込まれないため、含まれていません。

- ⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以上
貯金(*1)	280,675,840	4,376,974	6,348,681
合計	280,675,840	4,376,974	6,348,681

(単位：千円)

	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	365,367	535,253	—
合 計	365,367	535,253	—

(\*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## 5. 有価証券に関する注記

## (1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

## ① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	国 債	500,009	500,850	840
	地 方 債	100,000	100,890	890
	社 債	200,000	200,570	570
	小 計	800,009	802,310	2,300
時価が貸借対照 表計上額を超えないもの	地 方 債	10,000	9,944	△56
	社 債	400,000	398,120	△1,880
	小 計	410,000	408,064	△1,936
	合 計	1,210,009	1,210,374	364

## ② その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	取得原価または 償却原価	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えるもの	国 債	103,670	100,327	3,342
	地 方 債	717,490	699,940	17,549
	政府保証債	617,570	599,483	18,086
	社 債	1,706,840	1,699,026	7,813
	受益証券	139,093	110,932	28,160
	小 計	3,284,663	3,209,711	74,951
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えないもの	国 債	1,676,030	1,798,893	△122,863
	地 方 債	472,700	500,000	△27,300
	政府保証債	467,940	499,358	△31,418
	社 債	4,830,762	4,999,855	△169,093
	社 債 (特別法人債)	655,030	699,496	△44,466
	受益証券	482,820	520,522	△37,702
	小 計	8,585,282	9,018,125	△432,843
合 計	11,869,945	12,227,837	△357,892	

なお、上記差額に繰延税金資産 812 千円を加えた額△357,080 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

## (2) 当年度中に売却したその他有価証券

	売却額	売却益	売却損
地 方 債	104,605	4,605	—
政府保証債	209,185	9,185	—
社 債	299,195	—	805
受益証券	358,170	16,309	9,204
合 計	971,155	30,099	10,009

(単位：千円)

	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	607,576	711,953	—
合 計	607,576	711,953	—

(\*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## 5. 有価証券に関する注記

## (1) 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

## ① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	社 債	100,000	100,040	40
	小 計	100,000	100,040	40
時価が貸借対照 表計上額を超えないもの	国 債	99,956	97,960	△1,996
	地 方 債	310,000	295,860	△14,140
	社 債	1,800,000	1,762,730	△37,270
	小 計	2,209,956	2,156,550	△53,406
合 計		2,309,956	2,256,590	△53,366

## ② その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	取得原価または 償却原価	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えるもの	社 債	200,240	200,000	240
	小 計	200,240	200,000	240
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えないもの	国 債	1,798,890	2,098,052	△299,162
	地 方 債	1,105,270	1,199,946	△94,676
	政府保証債	1,004,880	1,098,932	△94,052
	社 債	5,608,813	5,900,160	△291,347
	社 債 (特別法人債)	613,550	699,533	△85,983
	受益証券	417,584	428,200	△10,616
小 計	10,548,987	11,424,826	△875,839	
合 計		10,749,227	11,624,826	△875,599

なお、上記差額に繰延税金資産 401 千円を加えた額△875,197 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

## (2) 当年度中に売却したその他有価証券

	売却額	売却益	売却損
受益証券	435,026	23,672	43,750
合 計	435,026	23,672	43,750

6. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため確定給付型年金制度（DB）及び特定退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

退職給付制度については、平成30年に退職金規程が改定され、令和4年度までは旧規程と新規程の併用が経過措置として適用されてきましたが、当該経過措置期間の終了に伴い、当年度より新規程に1本化されて適用されています。

② 前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	△170,341千円
退職給付費用	16,327千円
退職給付の支払額	△26,264千円
確定給付型年金制度（DB）への拠出金	△46,848千円
特定退職金共済制度への拠出金	△6,171千円
期末における前払年金費用	△233,297千円

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

退職給付債務	1,364,131千円
確定給付型年金制度（DB）	△1,301,158千円
特定退職金共済制度	△296,270千円
未積立退職給付債務	△233,297千円
前払年金費用	△233,297千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	16,327千円
----------------	----------

(2) 特例業務負担金の将来見込み額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金14,003千円を特例業務負担金引当金の取崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込み額は、113,215千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

繰延税金資産		金額
その他有価証券評価差額金		97,346
特例業務負担金引当金		30,794
未払事業税・地方法人特別税		18,815
賞与引当金		18,363
資産除去債務		7,904
役員退職慰労引当金		7,461
減価償却超過額		5,659
減損損失		3,210
未払法定福利費		2,954
貯金債務		1,547
その他		613
小計		194,670
評価性引当額		△136,421
繰延税金資産合計		58,248
繰延税金負債		金額
固定資産圧縮積立金		△116,396
前払年金費用		△63,457
有形固定資産（除去費用）		△6,497
全農外部出資評価益		△2,363
繰延税金負債合計		△188,715
繰延税金負債の純額		130,466

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

法定実効税率	27.2	
調整	交際費等の損金不算入額	1.9
	受取配当等の益金不算入額	△0.8
	事業分量配当	△2.1
	住民税均等割額	0.1
	法人税の特別控除額	△1.2
	評価性引当額の増減	△0.2
	その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.8	

6. 退職給付に関する注記

(1) 退職給付に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため確定給付型年金制度（DB）及び特定退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

② 前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	△233,297千円
退職給付費用	64,874千円
退職給付の支払額	△4,377千円
確定給付型年金制度（DB）への拠出金	△47,124千円
特定退職金共済制度への拠出金	△5,474千円
期末における前払年金費用	△225,359千円

③ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

退職給付債務	1,352,763千円
確定給付型年金制度（DB）	△1,286,163千円
特定退職金共済制度	△291,958千円
未積立退職給付債務	△225,359千円
前払年金費用	△225,359千円

④ 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	64,874千円
----------------	----------

(2) 特例業務負担金の将来見込み額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金14,460千円を特例業務負担金引当金の取崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込み額は、101,424千円となっています。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

繰延税金資産		金額
その他有価証券評価差額金		244,292
特例業務負担金引当金		28,195
賞与引当金		18,934
未払事業税・地方法人特別税		13,457
役員退職慰労引当金		10,463
資産除去債務		8,152
未払金		6,971
減価償却超過額		5,659
減損損失		3,292
未払法定福利費		3,048
貯金債務		1,586
小計		344,856
評価性引当額		△283,968
繰延税金資産合計		60,887
繰延税金負債		金額
固定資産圧縮積立金		△119,392
前払年金費用		△62,875
有形固定資産（除去費用）		△6,501
全農外部出資評価益		△2,424
繰延税金負債合計		△191,193
繰延税金負債の純額		130,306

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

(単位：%)

法定実効税率	27.2	
調整	交際費等の損金不算入額	3.5
	受取配当等の益金不算入額	△1.3
	事業分量配当	△3.6
	住民税均等割額	0.2
	法人税の特別控除額	△2.5
評価性引当額の増減	0.1	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	23.6	

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.2%から27.9%に変更されました。この税率変更により、当事業年度の繰延税金負債（繰延税金資産の金額を控除した金額）は4,579千円増加し、その他有価証券評価差額金は10千円増加し、法人税等調整額は4,589千円減少しております。

8. 収益認識に関する注記  
「重要な会計方針に係る事項に関する注記（４）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。また、新座支店の土地は、土地所有者との定期借地権契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は 0 年～49 年、割引率は 0%～2.2%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	29,307 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	— 千円
時の経過による調整額	155 千円
資産除去債務の履行による減少額	<u>△402 千円</u>
期末残高	29,061 千円

10. その他の注記

(1) リース会計基準に基づく注記

① オペレーティング・リース

ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当組合に移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は下記のとおりです。

未経過リース料残高相当額	
1 年以内	476 千円
1 年超	<u>— 千円</u>
合計	476 千円

上記未経過リース料は、解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料と解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。

8. 収益認識に関する注記  
「重要な会計方針に係る事項に関する注記（４）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務に関して、資産除去債務を計上しています。また、新座支店の土地は、土地所有者との定期借地権契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に関し資産除去債務を計上しています。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は 0 年～49 年、割引率は 0%～2.2%を採用しています。

③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	29,061 千円
時の経過による調整額	<u>157 千円</u>
期末残高	29,219 千円

10. その他の注記

(1) リース会計基準に基づく注記

① オペレーティング・リース

ファイナンス・リース取引以外の、所有権が当組合に移転しないオペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。なお、未経過リース料は下記のとおりです。

未経過リース料残高相当額	
1 年以内	3,272 千円
1 年超	<u>— 千円</u>
合計	3,272 千円

上記未経過リース料は、解約不能なオペレーティング・リース取引の未経過リース料と解約可能なオペレーティング・リース取引の解約金の合計額です。

## ■ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

項 目	令和5年度 (総会承認日 令和6年6月15日)		令和6年度 (総会承認日 令和7年6月21日)	
I 当期末処分剰余金		1,468,302		1,126,176
II 剰余金処分量		972,788		557,645
利益準備金	-		-	
出資配当金	16,912		16,809	
事業分量配当金	105,875		108,197	
任意積立金	850,000		432,638	
うち目的積立金	850,000		432,638	
うち特別積立金	-		-	
III 次期繰越剰余金		495,514		568,530

令和5年度及び令和6年度の各期における次期繰越剰余金には、営農指導・生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額がそれぞれ51,000千円、32,000千円含まれています。

注1：出資配当の基準 令和5年度 年2.0% 令和6年度 年2.0%  
ただし、年度内の新規加入については日割計算を行います。

注2：事業分量配当金は、組合員の皆さまの組合利用高に応じて下記の基準で配当しています。

令和5年度：

- 貯金・定期積金の平均残高に対し 0.020%
- 貸付金の受取利息に対し 3.500%
- 長期共済契約高（型別）に対し維持費の 2.500%
- 購買品供給高に対し 2.500%  
（バラ飼料、燃料、催事関連及び工事費は除く。）
- 販売手数料に対し 2.500%  
ただし、JAへの出荷米は1袋につき20円
- 宅地等供給手数料に対し 3.000%

令和6年度：

- 貯金・定期積金の平均残高に対し 0.020%
- 貸付金の受取利息に対し 3.500%
- 長期共済契約高（型別）に対し維持費の 2.500%
- 購買品供給高に対し 2.500%  
（バラ飼料、燃料、催事関連及び工事費は除く。）
- 販売手数料に対し 2.500%  
ただし、JAへの出荷米は1袋につき20円
- 宅地等供給手数料に対し 3.000%

注3：任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は別表のとおりです。

<別 表>

(単位：千円)

種 類	積立目的	積立目標額	取崩基準	令和5年度 積立額	令和6年度 積立額
財務基盤強化 積立金	計画的に自己資本の充実を図り、組合の財務基盤を強化することを目的とする。	貯金・定期積金残高の20/1000相当額	財務基盤及び経営に重大な影響のある事象が発生した場合に理事会の決議により、その影響額の範囲内で必要となる額を取崩すことができる。	780,000	400,000
システム整備等積立金	急速に進むデジタル化への対応及びDX推進にかかる各種システムの導入・更改等の必要な環境整備にかかる費用に備えることを目的として、目的積立金を設定する。	150,000	各種システムの導入・更改等の環境整備にかかる支出があった場合に取崩す。	70,000	30,000
税効果目的 積立金	税効果会計における繰延税金資産の将来の減少に備えるため税効果会計積立金を設定する。	各年度における繰延税金資産額(繰延税金負債控除前)	税効果会計積立金が繰延税金資産の額を超えた年度において、その超過額を取崩す。	—	2,638

■部門別損益計算書（令和5年度）

（単位：千円）

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共 通 管理費等
事業収益 ①	4,481,921	2,264,631	530,596	250,733	1,435,478	482	
事業費用 ②	1,009,827	311,225	15,665	211,109	421,359	50,467	
事業総利益 (①-②) ③	3,472,094	1,953,405	514,930	39,623	1,014,118	▲49,984	
事業管理費 ④	2,111,273	984,960	378,620	268,069	409,853	69,769	
（うち減価償却費 ⑤）	(147,198)	(72,876)	(16,880)	(22,186)	(33,521)	(1,734)	
（うち人件費 ⑥）	(1,471,679)	(586,754)	(319,414)	(212,808)	(290,668)	(62,033)	
※うち共通管理費⑦ （うち減価償却費⑧） （うち人件費 ⑨）		288,092 (63,012) (76,797)	77,176 (16,880) (20,573)	5,814 (1,271) (1,550)	149,596 (32,720) (39,878)	7,929 (1,734) (2,113)	▲528,609 (▲115,618) (▲140,912)
事業利益 (③-④) ⑩	1,360,820	968,445	136,310	▲228,445	604,264	▲119,754	
事業外収益 ⑪	85,977	38,528	25,475	1,101	19,798	1,073	
※うち共通分 ⑫		38,090	10,203	768	19,778	1,048	▲69,890
事業外費用 ⑬	4,120	2,241	600	53	1,163	61	
※うち共通分 ⑭		2,241	600	45	1,163	61	▲4,112
経常利益 (⑩+⑪-⑬) ⑮	1,442,677	1,004,732	161,185	▲227,396	622,899	▲118,743	
特別利益 ⑯	-	-	-	-	-	-	
※うち共通分 ⑰		-	-	-	-	-	-
特別損失 ⑱	93,955	40,833	10,938	10,221	30,837	1,123	
※うち共通分 ⑲		40,833	10,938	824	21,203	1,123	▲74,923
税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱) ⑳	1,348,722	963,899	150,246	▲237,618	592,061	▲119,866	
営農指導事業分 配賦額 ㉑		29,966	29,966	29,966	29,966	▲119,866	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ㉒ (㉑-㉒)	1,348,722	933,932	120,280	▲267,585	562,095		

\*⑦、⑫、⑭、⑰、⑲は、各事業に直課できない部分

※ 部門別損益計算書の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益 24,396千円、事業費用 24,396千円）を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致しておりません。

（注）1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等：事業総利益の割合を基準とした基準
- (2) 営農指導事業：均等法

2. 配賦割合（1. の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

（単位：％）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	合 計
共通管理費等	54.5	14.6	1.1	28.3	1.5	100.0
営農指導事業	25.0	25.0	25.0	25.0		100.0

3. 部門別の資産

（単位：千円）

区 分	合 計	信用事業	共済事業	経済事業	共通資産
事業別の総資産	318,863,003	306,767,334	16,270	161,786	11,917,611
総資産 (共通資産配分後)	318,863,003	313,262,432	1,756,242	3,844,328	

■部門別損益計算書（令和6年度）

（単位：千円）

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共 通 管理費等
事業収益 ①	4,157,241	2,334,882	556,689	260,399	1,004,831	438	
事業費用 ②	1,127,016	442,560	15,434	230,701	376,678	61,641	
事業総利益 (①-②) ③	3,030,225	1,892,322	541,254	29,697	628,153	▲61,203	
事業管理費 ④	2,270,512	1,060,775	423,484	305,723	405,949	74,579	
（うち減価償却費 ⑤）	(151,677)	(80,599)	(21,649)	(22,099)	(25,441)	(1,888)	
（うち人件費 ⑥）	(1,614,905)	(644,599)	(347,344)	(245,049)	(312,969)	(64,940)	
※うち共通管理費⑦ （うち減価償却費⑧） （うち人件費 ⑨）		358,432 (75,772) (101,608)	102,409 (21,649) (29,030)	5,954 (1,258) (1,687)	119,675 (25,299) (33,925)	8,931 (1,888) (2,531)	▲595,402 (▲125,868) (▲168,784)
事業利益 (③-④) ⑩	759,712	831,546	117,770	▲276,025	222,203	▲135,782	
事業外収益 ⑪	95,471	47,151	28,743	1,164	17,215	1,196	
※うち共通分 ⑫		47,151	13,471	783	15,743	1,174	▲78,324
事業外費用 ⑬	3,704	2,228	636	39	743	55	
※うち共通分 ⑭		2,228	636	37	743	55	▲3,701
経常利益 (⑩+⑪-⑬) ⑮	851,479	876,469	145,878	▲274,901	238,675	▲134,641	
特別利益 ⑯	-	-	-	-	-	-	
※うち共通分 ⑰		-	-	-	-	-	-
特別損失 ⑱	25,630	15,429	4,408	256	5,151	384	
※うち共通分 ⑲		15,429	4,408	256	5,151	384	▲25,630
税引前当期利益 (⑮+⑯-⑱) ⑳	825,849	861,040	141,469	▲275,158	233,523	▲135,026	
営農指導事業分 配賦額 ㉑		33,756	33,756	33,756	33,756	▲135,026	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 ㉒ (⑳-㉑)	825,849	827,283	107,713	▲308,914	199,767		

※ ⑦、⑫、⑭、⑰、⑲は、各事業に直課できない部分

※ 部門別損益計算書の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の単純合算値を記載しております。

一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益 26,371 千円、事業費用 26,371 千円）を除去した額を記載しています。

よって、両者は一致しておりません。

（注）1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等は、次のとおりです。

- (1) 共通管理費等：事業総利益の割合を基準とした基準
- (2) 営農指導事業：均等法

2. 配賦割合（1. の配賦基準で算出した配賦の割合）は、次のとおりです。

（単位：％）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	合 計
共通管理費等	60.2	17.2	1.0	20.1	1.5	100.0
営農指導事業	25.0	25.0	25.0	25.0		100.0

3. 部門別の資産

（単位：千円）

区 分	合 計	信用事業	共済事業	経済事業	共通資産
事業別の総資産	317,478,328	301,519,490	23,079	162,531	11,773,226
総資産 (共通資産配分後)	313,478,328	308,606,972	2,048,074	2,823,281	

## 確 認 書

- 1 私は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。
  
- 2 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
  - (1) 業務分掌と所轄部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に附議・報告されております。

令和7年7月28日

あさか野農業協同組合

代表理事組合長

高橋 均 

## ■会計監査人の監査

2023 年度及び 2024 年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

# 各種事業の状況

## 信用事業の状況

注：貸出金には、貸付留保金を控除していません。

### 貯 金

貯金の科目別の平均残高と構成比

(単位：千円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流動性貯金	147,383,465	48.7	152,483,169	51.3	5,099,703
定期性貯金	154,386,914	51.0	143,774,259	48.4	△10,612,654
その他の貯金	500,468	0.1	477,768	0.1	△22,699
計	302,270,849	100.0	296,735,198	100.0	△5,535,651
譲渡性貯金	-	-	-	-	-
合計	302,270,849	100.0	296,735,198	100.0	△5,535,651

注1：流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

注2：定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

定期貯金残高の内訳

(単位：千円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
定期貯金	141,482,519	100.0	135,731,565	100.0	△5,750,953
うち固定自由金利定期	141,382,433	99.9	135,631,480	99.9	△5,750,953
うち変動自由金利定期	100,085	0.1	100,085	0.1	0

注1：固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

注2：変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

### 貸 出 金

※貸出金には、貸付留保金を控除していません。

貸出金の科目別の平均残高と構成比

(単位：千円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
手形貸付金	1,332,613	0.8	948,343	0.6	△384,270
証書貸付金	156,126,794	99.1	157,994,754	99.3	1,867,960
当座貸越	129,083	0.1	133,613	0.1	4,529
合計	157,588,491	100.0	159,076,711	100.0	1,488,219

貸出金の金利条件別の内訳

(単位：千円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固定金利貸出	78,895,956	50.1	82,319,545	51.8	3,423,589
変動金利貸出	78,687,654	49.9	76,502,949	48.2	△2,184,704
合計	157,583,610	100.0	158,822,495	100.0	1,238,884

## 貸出金の担保別の残高と構成比

(単位：千円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
貯金・積金担保	484,849	0.3	569,843	0.4	84,993
不動産担保	76,573,684	48.6	80,158,074	50.4	3,584,390
その他の担保	10,000	0.0	10,000	0.0	0
計	77,068,533	48.9	80,737,918	50.8	3,669,384
農業信用基金協会保証	7,109,515	4.5	6,576,219	4.1	△533,295
その他の保証	65,817,767	41.8	62,591,550	39.4	△3,226,216
計	72,927,282	46.3	69,167,770	43.6	△3,759,511
信用	7,587,794	4.8	8,916,806	5.6	1,329,011
合計	157,583,610	100.0	158,822,495	100.0	1,238,844

## 貸出金の用途別の内訳

(単位：千円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設備資金	145,617,427	92.4	145,373,110	91.5	△244,316
運転資金	11,966,183	7.5	13,449,384	8.5	1,483,201
合計	157,583,610	100.0	158,822,495	100.0	1,238,884

## 業種別の貸出金残高と構成比

(単位：千円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
農業	126,470	0.1	115,822	0.1	△10,648
建設業	0	0.0	0	0.0	0
製造業	0	0.0	0	0.0	0
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0	0	0.0	0
運輸業	0	0.0	0	0.0	0
卸売・小売業	0	0.0	0	0.0	0
金融・保険業	0	0.0	0	0.0	0
不動産業	6,568,676	4.2	7,022,126	4.4	453,450
教育、学習支援業	35,898	0.0	23,755	0.0	△12,143
サービス業	342,867	0.2	232,910	0.1	△109,957
地方公共団体	3,139,390	2.0	4,266,779	2.7	1,127,389
その他	147,370,307	93.5	147,161,102	92.7	△209,205
合計	157,583,610	100.0	158,822,495	100.0	1,238,885

## 主要な農業関係の貸出金残高（営農類型別）

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
	残 高	残 高	
穀 作	23,941	18,148	△5,792
野菜・園芸	396,140	402,199	6,059
果樹・樹園農業	41,131	41,426	295
養豚・肉牛・酪農	954	547	△407
その他農業	170,968	144,183	△26,784
合計	633,135	606,505	△26,630

注1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

なお、前記の業種別の貸出金残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

注2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

主要な農業関係の貸出金残高（資金種別）

（単位：千円）

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
	残 高	残 高	
プ ロ パ ー 資 金	604,311	584,402	△19,909
農 業 近 代 化 資 金	27,237	22,103	△5,134
そ の 他 制 度 資 金	1,587	-	△1,587
合 計	633,135	606,505	△26,630

注1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。  
 注2. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

有 価 証 券

有価証券の種類別の平均残高と構成比

（単位：千円、％）

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
国 債	3,075,328	22.0	2,233,147	16.1	△842,181
地 方 債	1,294,635	9.2	1,471,037	10.6	176,402
政 府 保 証 債	1,243,562	8.9	1,098,843	7.9	△144,719
社 債 (特別法人債含む)	7,691,035	55.1	8,426,403	60.6	735,368
受 益 証 券	647,903	4.6	675,950	4.8	28,047
合 計	13,952,462	100.0	13,905,381	100.0	△47,081

商品有価証券の種類別の平均残高と構成比

該当する取引はありません。

有価証券の残存期間別の残高

令和5年度

（単位：千円）

種 類	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	500,000	-	-	1,900,000	-	2,400,000
地 方 債	-	10,000	300,000	1,000,000	-	1,310,000
政 府 保 証 債	-	-	-	1,100,000	-	1,100,000
社 債 (特別法人債含む)	100,000	900,000	1,600,000	3,400,000	2,000,000	8,000,000
受 益 証 券	-	49,343	200,000	-	382,112	631,455
合 計	600,000	959,343	2,100,000	7,400,000	2,382,112	13,441,455

令和6年度

（単位：千円）

種 類	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合 計
国 債	-	-	200,000	2,000,000	-	2,200,000
地 方 債	10,000	-	800,000	700,000	-	1,510,000
政 府 保 証 債	-	-	200,000	900,000	-	1,100,000
社 債 (特別法人債含む)	-	2,000,000	1,700,000	3,000,000	2,000,000	8,700,000
受 益 証 券	-	-	-	-	428,201	428,201
合 計	10,000	2,000,000	2,900,000	6,600,000	2,428,201	13,938,201

保有有価証券の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

【1】有価証券

1 売買目的有価証券

当JAは、令和5年度及び令和6年度における売買目的有価証券の残高はありません。

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの

令和5年度

(単位：千円)

種類	貸借対照表 計上額	時 価	評価差額	うち	
				益	損
国 債	500,009	500,850	840	840	-
地 方 債	110,000	110,834	834	890	△56
政府保証債	-	-	-	-	-
社 債	600,000	598,690	△1,310	570	△1,880
合 計	1,210,009	1,210,374	364	2,300	△1,936

令和6年度

(単位：千円)

種類	貸借対照表 計上額	時 価	評価差額	うち	
				益	損
国 債	99,956	97,960	△1,996	-	△1,996
地 方 債	310,000	295,860	△14,140	-	△14,140
政府保証債	-	-	-	-	-
社 債	1,900,000	1,862,770	△37,230	40	△37,270
合 計	2,309,956	2,256,590	△53,366	40	△53,406

注1：時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

3 その他有価証券で時価のあるもの

令和5年度

(単位：千円)

種類	取得原価 (償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	うち	
				益	損
国 債	1,899,221	1,779,700	△119,521	3,342	△122,863
地 方 債	1,199,940	1,190,190	△9,750	17,549	△27,300
政府保証債	1,098,842	1,085,510	△13,332	18,086	△31,418
社 債 (特別法人債含む)	7,398,378	7,192,632	△205,746	7,813	△213,559
受 益 証 券	631,454	621,913	△9,541	28,160	△37,702
合 計	12,227,837	11,869,945	△357,892	74,951	△432,843

令和6年度

(単位：千円)

種類	取得原価 (償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	うち	
				益	損
国 債	2,098,052	1,798,890	△299,162	-	△299,162
地 方 債	1,199,946	1,105,270	△94,676	-	△94,676
政府保証債	1,098,932	1,004,880	△94,052	-	△94,052
社 債 (特別法人債含む)	6,799,694	6,422,603	△377,091	240	△377,331
受 益 証 券	428,200	417,584	△10,616	-	△10,616
合 計	11,624,826	10,749,227	△875,599	240	△875,839

注1：時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

4 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

当JAは、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で、時価のあるものはありません。

5 市場価格のない株式等の主な内容と貸借対照表計上額

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度
満期保有目的の債券	-	-
小会社・子法人及び関連法人株式・子会社株式	-	-
その他有価証券 非上場株式 買入金銭債権	10,569	10,669

【2】 金銭の信託

当JAは、運用目的・満期保有目的・その他の金銭の信託にかかる契約はありません。

【3】 預かり資産の状況

①投資信託残高(ファンドラップ含む)

(単位:千円)

	令和5年度	令和6年度
投資信託残高 (ファンドラップ含む)	756,400	816,269

②残高有り投資信託口座数

	令和5年度	令和6年度
残高有り投資信託 口座数	217	265

農協法に基づく開示債権の状況及び

金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

令和5年度

(単位:千円)

債権区分	債権額	保 全 額		
		担保・保証等	貸倒引当金	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	298,035	298,035	-	298,035
危険債権	159,593	159,593	-	159,593
要管理債権	-	-	-	-
三月以上延滞債権	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	-	-	-	-
小計	457,628	457,628	-	457,628
正常債権	153,188,295			
合計	153,645,924			

令和6年度

(単位:千円)

債権区分	債権額	保 全 額		
		担保・保証等	貸倒引当金	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	182,122	182,122	-	182,122
危険債権	266,946	266,946	-	266,946
要管理債権	-	-	-	-
三月以上延滞債権	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	-	-	-	-
小計	449,068	449,068	-	449,068
正常債権	156,004,624			
合計	156,453,693			

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権：破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権：「三月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

## 貸倒引当金

貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

(単位：千円)

		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	摘要
				目的使用	その他		
一般 貸倒引当金	令和5年度	448,843	450,054	-	448,843	450,054	
	令和6年度	450,054	455,048	-	450,054	455,048	
個別 貸倒引当金	令和5年度	-	-	-	-	-	
	令和6年度	-	-	-	-	-	
合計	令和5年度	448,843	450,054	-	448,843	450,054	
	令和6年度	450,054	455,048	-	450,054	455,048	

注1：貸倒引当金は、信用事業に係る引当金ですので、貸借対照表の残高とは異なります。

注2：個別貸倒引当金とは、自己査定に基づき、「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に区分した債務者に係る貸出金について、所定の担保等処分可能見込額（保証による回収可能額を含む。）を、債権現在額から控除した残額を計上したものです。

また、一般貸倒引当金は、前記以外の債権について、過去の一定期間の貸倒実績率を乗じて計上したものです。

## 貸出金償却額

(単位：千円)

種類	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	-	-

参考 <金融再生法による開示債権及びリスク管理債権のイメージ図>

<自己査定債務者区分>

<金融再生法債務者区分>

<リスク管理債権>

対象債権	信用事業総与信		信用事業以外 の信与	信用事業総与信		信用事業以外 の信与	信用事業総与信		信用事業以外 の信与
	貸出金	その他の債権		貸出金	その他の債権		貸出金	その他の債権	
	破綻先			破産更生債権及びこれらに準ずる債権			破綻先債権		
	実質破綻先			危険債権			延滞債権		
	破綻懸念先			要管理債権			3ヵ月以上延滞債権		
要注意先	要管理先			正常債権			貸出条件緩和債権		
	その他要注意先								
	正常先								

- 破綻先  
法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
- 実質破綻先  
法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者
- 破綻懸念先  
現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
- 要管理先  
要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者
  - i 3ヵ月以上延滞債権  
元金または利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権
  - ii 貸出条件緩和債権  
経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権
- その他の要注意先  
要管理先以外の要注意先に属する債務者
- 正常先  
業況が良好、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

- 破産更正債権及びこれらに準ずる債権  
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権
- 要管理債権  
3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権
- 正常債権  
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、同項第一号から第三号までに掲げる債権以外のものに区分される債権

●信用事業総与信に含まれる「その他の債権」とは信用未収利息・信用仮払金・債務未返勘定などが該当します。

- 破綻先債権  
元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第九十六条第一項第三号のイからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じている貸出金
- 延滞債権  
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金
- 3ヵ月以上延滞債権  
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金（破綻先債権及び延滞債権を除く）
- 貸出条件緩和債権  
債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権を除く）

令和2年12月23日に公布された施行規則の改正により、従来のリスク管理債権と金融再生法開示債権が一本化され、リスク管理債権の範囲や債券の分類は、金融再生法開示債権と実質的に同一となりました（令和4年3月31日施行）。

## 内国為替取扱実績

(単位：千件、千円)

種 類		令和5年度		令和6年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件数	33	216	35	219
	金額	54,033,630	113,266,037	63,161,648	95,637,568
代金取立為替	件数	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-
雑 為 替	件数	0	0	0	0
	金額	24,922,389	22,765,181	15,148,537	15,129,385
合 計	件数	33	217	36	219
	金額	78,956,019	136,031,218	78,310,185	110,766,953

## 信用事業関連経営指標

利益総括表

(単位：千円、%)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
資 金 運 用 収 支	2,129,365	2,069,765	△59,600
資金運用収益	2,147,462	2,232,558	85,096
資金運用費用	18,096	162,793	144,696
役 務 取 引 等 収 支	38,991	43,499	4,508
役務取引等収益	51,298	55,549	4,251
役務取引等費用	12,307	12,050	△257
そ の 他 信 用 事 業 収 支	△214,951	△220,942	△5,990
その他信用事業収益	65,870	46,774	△19,095
その他信用事業費用	280,821	267,717	△13,104
信 用 事 業 粗 利 益	1,953,405	1,892,322	△61,083
信 用 事 業 粗 利 益 率	0.63	0.62	△0.01
事 業 粗 利 益	3,748,329	3,293,112	△455,216
事 業 粗 利 益 率	1.17	1.04	△0.13
事 業 純 益	1,635,751	1,017,608	△618,142
実 質 事 業 純 益	1,637,055	1,022,599	△614,456
コ ア 事 業 純 益	1,624,070	1,022,599	△601,471
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く。)	1,616,966	1,042,676	△574,289

(注) 1. 信用事業粗利益＝信用事業収益（その他経常収益を除く。）

－信用事業費用（その他経常費用を除く。）

＋金銭の信託見合費用

信用事業粗利益率＝信用事業粗利益／信用事業資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

2. 事業粗利益＝事業総利益

－信用事業に係るその他経常収益

－信用事業以外に係るその他の収益

＋信用事業に係るその他経常費用

＋信用事業以外に係るその他の費用

＋事業外収益の受取出資配当金

＋金銭の信託運用見合費用

事業粗利益率＝事業粗利益／総資産平均残高（債務保証見返を除く）×100

3. 事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額

4. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額

5. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益

6. コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）＝コア事業純益－投資信託解約損益

資金運用収支の内訳

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	309,725,277	2,106,663	0.68	304,857,024	2,187,503	0.72
うち貸出金	152,978,631	1,292,472	0.84	154,002,952	1,352,371	0.88
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	13,971,912	141,604	1.01	13,920,435	119,732	0.86
うちコールローン	-	-	-	-	-	-
うち買入手形	-	-	-	-	-	-
うち預 金	142,774,734	672,586	0.47	136,933,637	715,399	0.52
資金調達勘定	302,286,575	18,096	0.00	296,743,599	162,793	0.06
うち貯金・定積	302,284,317	18,096	0.00	296,743,073	162,793	0.06
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	2,258	-	-	526	-	-
総資金利ざや			0.34			0.31

注：総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）  
 経費率＝信用部門の事業管理費／資金調達勘定平均残高（貯金＋定期積金＋借入金）×100

受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	令和5年度 増減額	令和6年度 増減額		令和5年度 増減額	令和6年度 増減額
受取利息	11,459	80,839	支払利息	6,725	144,696
うち貸出金	11,061	59,899	うち貯金・定積	6,725	144,696
うち商品有価証券	-	-	うち譲渡性貯金	-	-
うち有価証券	△1,471	△21,872	うち借入金	-	-
うちコールローン	-	-			
うち買入手形	-	-	差 引	4,733	△63,857
うち預 金	1,868	42,812			

注：増減額は、前年度対比です。

# 共済事業の状況

## 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和5年度		令和6年度		
	件数	金額	件数	金額	
生命系	終身共済	4,216	42,080,447	4,299	40,579,044
	定期生命共済	67	1,485,700	107	2,038,700
	養老生命共済	3,767	26,290,583	3,414	22,868,803
	うちこども共済	2,125	9,382,600	2,077	8,722,800
	医療共済	3,244	522,450	3,233	484,450
	がん共済	820	251,500	803	243,500
	定期医療共済	507	735,600	477	704,900
	介護共済	871	1,393,461	880	1,553,654
	認知症共済	38		43	
	生活障害共済	351		366	
	特定重度疾病共済	312		340	
	年金共済	2,283	53,000	2,276	33,000
	建物更生共済	11,244	318,779,752	11,153	324,611,490
合 計	27,720	391,592,494	27,391	393,117,541	

注 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しています。

## 医療系共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
医療共済	3,244	148,296	3,233	164,188
がん共済	820	5,693	803	5,533
定期医療共済	507	2,703	477	2,551
合 計	4,571	156,692	4,513	172,272

注 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額ごとに共済金額を記載しています。

## 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：件、千円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
介護共済	871	1,686,743	880	1,911,003
認知症共済	38	120,400	43	133,400
生活障害共済（一時金型）	164	744,400	168	784,400
生活障害共済（定期年金型）	187	236,200	198	250,600
特定重度疾病共済	312	636,200	340	682,200

注 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は、当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

## 年金共済の年金保有額

(単位：件、千円)

種 類	令和5年度		令和6年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	1,669	1,230,529	1,652	1,193,767
年金開始後	614	493,479	624	480,915
合 計	2,283	1,724,008	2,276	1,674,683

注 金額は、年金年額を記載しています。

## 短期共済契約高

(単位：件、千円)

種 類	令和5年度			令和6年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	2,096	38,790,470	33,515	2,063	38,269,760	34,559
自動車共済	5,139	/	213,198	5,163	/	220,072
傷害共済	6,674	30,206,000	2,152	5,426	43,138,500	2,124
団体定期生命共済	-	-	-	-	-	-
定額定期生命共済	8	32,000	171	6	24,000	137
賠償責任共済	476	/	1,682	451	/	1,723
自賠責共済	1,226	/	20,099	1,106	/	18,097
合 計	15,619	/	270,818	14,215	/	276,714

(注)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

## 共済契約者数・被共済者数

(単位：人)

種 類	令和5年度				令和6年度			
	共済契約者数		被共済者数		共済契約者数		被共済者数	
	新規契約者数	保有契約者数	新規被共済者数	保有被共済者数	新規契約者数	保有契約者数	新規被共済者数	保有被共済者数
終 身 共 済	24	3,034	42	3,187	29	3,058	47	3,210
定 期 生 命 共 済	-	58	-	64	3	90	3	103
養 老 生 命 共 済	6	1,287	4	1,387	-	1,088	-	1,172
こ ども 共 済	7	1,320	38	1,861	5	1,280	27	1,810
医 療 共 済	5	2,390	7	3,010	8	2,393	10	3,014
が ん 共 済	-	672	-	738	1	657	-	722
定 期 医 療 共 済	/	428	/	507	/	403	/	477
医 療 系 計	5	2,904	7	3,670	9	2,879	10	3,635
介 護 共 済	4	507	5	519	5	526	9	537
認 知 症 共 済	1	36	1	38	-	41	-	43
生 活 障 害 共 済	-	253	-	281	-	267	-	296
特 定 重 度 疾 病 共 済	1	263	2	300	2	290	4	328
生 命 総 合 共 済 小 計 (年金共済を除く)	48	6,088	99	7,677	53	5,949	100	7,501
年 金 共 済	34	1,956	35	1,962	28	1,955	18	1,959
生 命 総 合 共 済 合 計	82	7,018	134	8,602	81	6,907	118	8,442
建 物 更 生 共 済	37	4,835	/	/	58	4,760	/	/
自 動 車 共 済	89	3,118	/	/	116	3,114	/	/
総 合 計	208	11,324	/	/	255	11,181	/	/

(注) 共済契約者が複数の共済を契約した場合、契約者数(被共済者)の合計等が一致しないことがあります。

## 購買事業の状況

### 購買品目別取扱高

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度		
	取扱高	取扱高		
生産資材	肥料	66,967	65,878	
	農薬	63,424	55,690	
	飼料	1,958	1,721	
	包装資材	64,175	86,235	
	農業機械	19,631	29,468	
	その他	42,823	40,103	
	計	258,980	279,097	
生活物資	食品	米	117,596	164,567
		生鮮食品	96,333	96,295
		一般食品	107,949	107,850
	衣料品	1,882	1,886	
	耐久消費財	113,780	71,680	
	日用保健雑貨	18,748	20,026	
	家庭燃料	4,662	4,849	
	催事関連	317,013	357,459	
	その他	4,394	1,524	
	計	782,361	826,141	
合 計	1,031,020	1,105,239		

(注) 取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

## 販売事業の状況

### 受託品販売品目取扱高

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度
	取扱高	取扱高
米	3,905	1,156
麦	109	90
豆・雑穀	419	720
野菜	244,524	233,523
果実	11,394	16,245
花き・花木	100,741	91,278
畜産物	105,138	102,743
直売品	162,728	180,354
合 計	628,962	626,111

### 買取品販売品目取扱高

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度
	取扱高	取扱高
米	24,396	26,371
合 計	24,396	26,371

## その他事業の状況

### 指導事業収支

(単位：千円)

区 分	令和5年度	令和6年度
補 助 金	294	256
実 費 収 入	188	181
収 入 計	482	438
営 農 改 善 費	13,937	23,375
生 活 改 善 費	3,415	4,906
組 織 活 動 費	18,834	19,855
相 談 活 動 費	3,252	3,313
教 育 情 報 費	10,957	10,120
その他指導費用	70	70
支 出 計	50,467	61,641
差 引	△49,984	△61,203

### 保管事業取扱高

(単位：千円)

種 類		令和5年度	令和6年度
収 益	保 管 料	38	12
	検 査 手 数 料	108	90
	そ の 他 の 収 益	9	2
	小 計	156	106
費 用	そ の 他 の 費 用	7	7
	小 計	7	7
差 引		146	98

### 利用事業取扱高

(単位：千円)

種 類	令和5年度	令和6年度
宅 配 便 利 用 料	1,334	1,528
農 機 具 利 用 料	42	56
合 計	1,377	1,584

### 農作業受委託事業取扱高

種 類		当期取扱高
収 益	農 作 業 受 託 収 益	1,314
	小 計	1,314
費 用	そ の 他 の 費 用	923
	小 計	923
差 引		390

## 宅地等供給事業取扱高

宅地等供給事業

(単位：千円)

区 分	令和5年度	令和6年度
土 地	17,845,807	6,870,532

施主代行方式による建物等の取扱

(単位：千円)

区 分	令和5年度	令和6年度
建 物	4,314,862	2,654,880
そ の 他	277,089	285,940

# 經營諸指標

## 利益率

区 分	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.45%	0.27%
資本経常利益率	7.94%	4.58%
総資産当期純利益率	0.32%	0.20%
資本当期純利益率	5.58%	3.39%

※ 総資産経常利益率＝経常利益／総資産平均残高（債務保証見返を除く）×100

資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産平均残高（債務保証見返を除く）×100

資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

## 貯貸率・貯証率

（単位：千円、％）

項 目		令和5年度	令和6年度	増 減
貯金・積金期末残高 (A)		298,014,556	292,721,025	△5,293,530
貸出金期末残高 (B)		153,514,727	156,291,787	2,777,059
貯貸率	期末 (B/A)	51.5	53.3	1.8
	期中平均	50.6	51.8	1.2

有価証券期末残高 (C)		13,079,954	13,059,183	△20,770
貯証率	期末 (C/A)	4.3	4.4	0.1
	期中平均	4.6	4.6	0

※ 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100

貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100

貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

# 自己資本の充実の状況

## 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	18,791,831	19,292,354
うち、出資金及び資本準備金の額	848,106	842,814
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	18,068,786	18,576,660
うち、外部流出予定額 (△)	122,788	125,007
うち、上記以外に該当するものの額	△2,272	△ 2,113
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	450,361	455,352
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	450,361	455,352
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	19,242,193	19,747,707
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	1,331	1,196
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	1,331	1,196
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	169,840	164,061
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	171,172	165,257

項 目	2023年度	2024年度
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ）） （ハ）	19,071,021	19,582,449
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	141,492,630	130,251,237
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		-
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		-
勘定間の振替分		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	6,285,594	3,787,182
信用リスク・アセット調整額	-	
フロア調整額		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	
リスク・アセット等の額の合計額 （二）	147,778,225	134,038,419
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（二））	12.90%	14.60%

(注)

- 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成 18 年金融庁・農水省告示第 2 号）に基づき算出しています。
- 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあつては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、2024年度は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しています。
- 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

信用リスク・アセット		エクスポージャーの期末残高	2023年度	
			リスク・アセット額 a	所要 自己資本額 b=a×4%
	現金	532,648	0	0
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,402,097	0	0
	外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
	国際決済銀行等向け	-	-	-
	我が国の地方公共団体向け	4,455,404	0	0
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
	国際決済銀行向け	-	-	-
	地方公共団体金融機関向け	-	-	-
	我が国の政府関係機関向け	1,402,324	30,016	1,200
	地方三公社向け	200,617	40,123	1,604
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	139,738,427	27,947,685	1,117,907
	法人等向け	5,537,388	3,767,355	150,694
	中小企業等向け及び個人向け	69,245,197	35,012,503	1,400,500
	抵当権付住宅ローン	45,579,754	15,662,968	626,518
	不動産取得等事業向け	17,954,492	17,730,872	709,234
	三月以上延滞等	-	-	-
	取立未済手形	45,861	9,172	366
	信用保証協会等保証付	7,114,920	704,160	28,166
	株式会社等経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
	共済の貸付	-	-	-
	出資等	517,584	517,584	20,703
	（うち出資等のエクスポージャー）	517,584	517,584	20,703
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-
	上記以外	24,077,957	39,643,317	1,585,732
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	3,807,610	9,519,026	380,761
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	6,857,940	17,144,850	685,794
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	-	-	-
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	-	-	-
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に	-	-	-

係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー			
(うち上記以外のエクスポージャー)	13,412,406	12,979,441	519,177
証券化	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	631,454	426,871	17,074
(うちリスクスルー方式)	631,454	426,871	17,074
(うちマウント方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	-	-	-
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	319,436,131	141,492,630	5,659,705
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
＜基礎的手法＞	a		b = a × 4%
	6,285,594		251,423
所要自己資本総額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a		b = a × 4%
	147,778,225		5,911,129

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

②信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

(単位：千円)

		2024 年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	539,636	0	0
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,201,011	0	0
	外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-
	国際決済銀行等向け	-	-	-
	我が国の地方公共団体向け	5,784,707	0	0
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-
	国際開発銀行向け	-	-	-
	地方公共団体金融機構向け	-	-	-
	我が国の政府関係機関向け	1,402,418	30,019	1,200
	地方三公社向け	200,613	40,122	1,604
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	131,745,522	26,359,119	1,054,364
	（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	100,148	30,044	1,201
	カバード・ボンド向け	-	-	-
	法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	4,012,952	1,886,221	75,448
	（うち特定貸付債権向け）	-	-	-
	中堅中小企業等向け及び個人向け	3,645,511	2,617,776	104,711
	（うちトランザクター向け）	4,040	1,818	72
	不動産関連向け	144,110	68,554	2,742,177
	（うち自己居住用不動産等向け）	63,932,169	27,485,287	1,099,411
	（うち賃貸用不動産向け）	61,789,829	26,022,676	1,040,907
	（うち事業用不動産関連向け）	17,864,605	14,263,657	570,546
	（うちその他不動産関連向け）	-	-	-
	（うち ADC 向け）	523,529	782,820	31,312
	劣後債券及びその他資本性証券等	400,394	400,394	16,015
	延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	99,032	148,548	5,941
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	318,482	159,404	6,376
	取立未済手形	32,258	6,451	258
	信用保証協会等による保証付	6,581,047	651,982	26,079
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-
	株式等	517,584	517,584	20,703
	共済約款貸付	-	-	-
	上記以外	12,604,566	28,455,680	1,138,227
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	-	-	-
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	3,709,468	9,273,672	370,946
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	6,857,940	17,144,850	685,794
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	0	0	0
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している	-	-	-

他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー			
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	2,037,158	2,037,158	81,486
証券化	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-
(短期STC要件適用分)	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-
再証券化	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	428,200	423,490	16,939
(うちルックスルー方式)	428,200	423,490	16,939
(うちマンドート方式)	-	-	-
(うち蓋然性方式 250%)	-	-	-
(うち蓋然性方式 400%)	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(Δ)	-	-	-
標準的手法を運用するエクスポージャー計	314,624,076	130,251,237	5,210,049
CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	-	-	-
中央清算期間関連エクスポージャー	-	-	-
合計 (信用リスク・アセットの額)	314,624,076	130,251,237	5,210,049
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
	3,787,182		151,487
所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 合計 a		所要自己資本額 b=a×4%
	134,038,419		5,361,536

③オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：千円)

	2024 年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	3,787,182
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	151,487
B I	2,524,788
B I C	302,974

(注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

### 3. 信用リスクに関する事項

#### ① 標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注) 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、次のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門 向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：千円)

		2023年度				2024年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち 債券	3ヵ月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち 債券	延滞エクスポージャー
国内		318,804,676	157,713,908	12,836,943	0	314,195,876	159,025,720	13,540,186	417,515
国外		-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		318,804,676	157,713,908	12,836,943	0	314,195,876	159,025,720	13,540,186	417,515
法人	農業	126,525	126,525	-	-	115,843	115,843	-	-
	製造業	-	-	-	-	300,555	-	300,555	-
	建設・不動産業	6,873,702	6,572,980	300,722	-	7,327,926	7,027,211	300,715	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,907,121	-	1,907,121	-	2,309,001	-	2,309,001	-
	運輸・通信業	2,103,630	-	2,103,430	-	2,208,345	-	2,204,225	-
	金融・保険業	150,797,868	-	3,907,768	-	143,040,049	-	4,110,587	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	753,786	342,977	400,340	-	1,014,560	294,075	600,910	99,015
	日本国政府・地方公共団体	6,857,502	3,142,713	3,714,789	-	7,985,719	4,271,529	3,714,190	-
	上記以外	1,040,183	424,388	502,769	-	326,100	326,083	-	17
個人		147,104,323	147,104,323	-	0	146,990,978	146,990,978	-	318,482
その他		1,240,030	-	-	-	2,576,794	-	-	-
業種別残高計		318,804,676	157,713,908	12,836,943	0	314,195,876	159,025,720	13,540,186	417,515
1年以下		138,845,217	2,485,958	601,015	/	132,580,592	935,219	-	/
1年超3年以下		1,744,501	1,434,199	310,302	/	2,545,407	1,933,789	611,618	/
3年超5年以下		2,767,705	2,165,897	601,808	/	3,076,915	1,671,982	1,404,932	/
5年超7年以下		2,874,808	2,071,413	803,394	/	2,797,674	1,994,699	802,975	/
7年超10年以下		7,925,998	6,822,944	1,103,053	/	9,493,002	7,388,809	2,104,192	/
10年超		150,013,600	142,600,193	7,413,407	/	151,505,571	144,895,396	6,610,174	/
期間の定めのないもの		14,632,844	133,300	2,003,962	/	12,196,711	205,823	2,006,292	/
残存期間別残高計		318,804,676	157,713,908	12,836,943	/	314,195,876	159,025,720	13,540,186	/

(注)

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
  - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
  - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
  - 3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：千円)

	令和5年度					令和6年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	449,057	450,361	-	449,057	450,361	450,361	455,352	-	450,361	455,352
個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：千円)

区分	令和5年度						令和6年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。

⑤ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト 1250%を適用する残高

[2024 年度]

(単位：千円)

項目	リスク・ウエイト (%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウエイトの加重 平均値
		オン・バランス 資産項目	オフ・バ ランス資産 項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バ ランス資 産項目	信用リスク・ア セットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	539,636	-	539,636	-	0	-
我が国の中央政府 及び中央銀行向け	0	2,201,011	-	2,201,011	-	0	-
外国の中央政府及 び中央銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向 け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共 団体向け	0	5,784,707	-	5,784,707	-	0	-
外国の中央政府等 以外の公共部門向 け	20~ 150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融 機構向け	10~20	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係 機関向け	10~20	1,402,418	-	1,402,418	-	30,019	2
地方三公社向け	20	200,613	-	200,613	-	40,122	20
金融機関、第一種 金融商品取引業者 及び保険会社向け	20~ 150	131,745,522	-	131,745,522	-	26,359,119	20
（うち第一種 金融商品取引 業者及び保険 会社向け）	20~ 150	100,148	-	100,148	-	30,044	30
カバード・ボンド 向け	10~ 100	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定 貸付債権向けを含 む。）	20~ 150	4,012,952	-	4,012,952	-	1,886,221	47
（うち特定貸 付債権向け）	20~ 150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向 け及び個人向け	45~ 100	3,603,712	417,992	3,424,350	41,799	2,617,776	76
（うちトラン ザクター向け）	45	-	40,400	-	4,040	1,818	45
不動産関連向け	20~ 150	144,110,134	-	142,528,336	-	68,554,441	48
（うち自己居 住用不動産等 向け）	20~75	63,932,169	-	63,692,430	-	27,485,287	43
（うち賃貸用 不動産向け）	30~ 150	61,789,829	-	60,808,370	-	26,022,676	43
（うち事業用 不動産関連向 け）	70~ 150	17,864,605	-	17,505,654	-	14,263,657	81
（うちその他 不動産関連向 け）	60	-	-	-	-	-	-

(うちADC向け)	100~150	523,529	-	521,880	-	782,820	150
劣後債券及びその他資本性証券等	150	400,394	-	400,394	-	400,394	100
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	50~150	99,032,496	-	99,032,496	-	148,548	150
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	318,482	-	318,482	-	159,404	50
取立未済手形	20	32,258	-	32,258	-	6,451	20
信用保証協会等による保証付	0~10	6,581,047	-	6,519,821	-	651,982	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250~400	517,584	-	517,584	-	517,584	100
共済約款貸付	0	-	-	-	-	-	-
上記以外	100~1250	12,604,566	0	12,604,566	0	28,455,680	226
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	-	-	-	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400	3,709,468	-	3,709,468	-	9,273,672	250
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	6,857,940	-	6,857,940	-	17,144,850	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	0	-	0	-	0	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	250	-	-	-	-	-	-

(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	-	-	-	-	-	-
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	2,037,158	0	2,037,158	0	2,037,158	100
証券化	-	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(短期STC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	428,200	-	428,200	-	423,490	99
未決済取引	-					-	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-					-	
合計(信用リスク・アセットの額)	-					130,251,237	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載していません。

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

[2024 年度]

(単位：千円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)										
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計				
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,201,011					0	2,201,011				
外国の中央政府及び中央銀行向け											
国際決済銀行等向け											
我が国の地方公共団体向け	5,784,707					0	5,784,707				
外国の中央政府等以外の公共部門向け											
地方公共団体金融機構向け											
我が国の政府関係機関向け	1,102,223	300,194				1	1,402,418				
地方三公社向け			200,613			0	200,613				
国際開発銀行向け											
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け (うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	131,645,373	100,148				1	131,745,522				
カバード・ボンド向け											
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	400,847	3,612,104				1	4,012,952				
劣後債権及びその他資本性証券等			400,394			0	400,394				
株式等				517,584		0	517,584				
中堅中小企業等向け及び個人向け (うちトランザクター向け)	4,040		199,124		640,553	2,622,432	3,466,149				
不動産関連向け (うち自己居住用不動産等向け)	28,112,182			12,042,334		2,465	63,692,430				
不動産関連向け (うち貸付用不動産向け)	31,845,722	6,224,027	8,232,242	7,446,305	4,304,931	2,751,960	60,808,370				
不動産関連向け (うち事業用不動産関連向け)	11,039,286	2,862,618	3,598,945			4,805	17,505,654				
不動産関連向け (うちその他不動産関連向け)											
不動産関連向け (うちA D C向け)				521,880		0	521,880				
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く)					99,032	0	99,032				
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			119,634			198,848	318,482				
現金	539,636					0	539,636				
取立未済手形				32,258		0	32,258				
信用保証協会等による保証付株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付共済約款貸付	0		6,519,773			48	6,519,821				

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載しておりません。

⑦ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：千円)

		2023年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	—	7,390,150	7,390,150
	リスク・ウェイト2%	—	—	—
	リスク・ウェイト4%	—	—	—
	リスク・ウェイト10%	—	8,517,244	8,517,244
	リスク・ウェイト20%	137,958,444	2,026,462	139,984,906
	リスク・ウェイト35%	—	45,579,754	45,579,754
	リスク・ウェイト50%	3,511,418	—	3,511,418
	リスク・ウェイト75%	—	69,245,197	69,245,197
	リスク・ウェイト100%	2,025,970	31,884,483	33,910,453
	リスク・ウェイト150%	—	—	—
	リスク・ウェイト250%	—	10,665,550	10,665,550
その他	—	802,626	802,626	

リスク・ウェイト 1250%	—	—	—
計	143,495,832	176,111,470	319,607,303

(注)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

⑧ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：千円)

リスク・ウェイト区分	2024 年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCF の 加重平均値 (%)	資産の額および与信相 当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バラン ス 資産項目		
40%未満	228,729,450	-	-	227,659,536
40%~70%	31,233,991	40,400	10	30,730,598
75%	28,100,120	75,077	10	28,033,067
80%	-	-	-	-
85%	1,912,956	-	-	1,832,703
90%~100%	3,666,843	300,100	10	3,622,805
105%~130%	6,364,927	-	-	6,350,905
150%	1,022,955	-	-	1,021,307
250%	517,584	-	-	517,584
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	679	2,414	10	413
合計	301,549,509	417,992	10	299,768,922

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「貸出金と自組合貯金の相殺」、「保証」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付が A-または A3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

また、貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	2023 年度	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	1,102,161
地方三公社向け	-	-
法人等向け	-	-
中小企業等向け及び個人向け	27,147	30,558,935
抵当権住宅ローン	12,314	30,471
上記以外	23,474	1,414
合計	62,936	31,692,982

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(単位：千円)

	2024 年度	
	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	1,102,223
地方三公社向け	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者 及び 保険会社向け	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	41,072	748,134
自己居住用不動産等向け	6,284	28,114,730
賃貸用不動産向け	3,180	-

事業用不動産関連向け	-	4,805
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	198,848
証券化	-	-
中央清算機関関連	-	-
上記以外	-	-
合計	50,537	30,168,741

(注)

1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
  - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
  - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
  - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

**該当する取引はありません。**

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

**該当する取引はありません。**

7. CVAリスクに関する事項

**該当する取引はありません。**

8. マーケット・リスクに関する事項

**当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。**

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

○オペレーショナル・リスク管理

当JAでは、オペレーショナル・リスクを、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、リスクマネジメント基本方針に基づき、事務手続にかかる各種規程を理事

会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

◇B Iの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SC およびFC の額は告示第 249 条に定められた方法に基づき算出しております。

◇I L Mの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B Iの算出から除外した事業部門の有無  
該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L Mの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）  
該当ありません。

## 10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

### ①出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当 JA においては、これらを①その他有価証券、②系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的を開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

②系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等の評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：千円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	7,375,524	7,375,524	7,375,524	7,375,524
合計	7,375,524	7,375,524	7,375,524	7,375,524

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益  
該当する取引はありません。

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額  
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)  
該当する取引はありません。

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)  
該当する取引はありません。

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：千円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	631,454	428,200
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、リスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの算定方法、管理方法は以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

四半期末を基準日として、IRBBを計測しています。

#### ◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期  
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.24 年です。
- 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。
- 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提  
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- 複数の通貨の集計方法およびその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）  
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- 内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$  および  $\Delta N I I$  に重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用していません。
- 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
該当ありません。
- 金利リスクは、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。  
金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量（ $\Delta$ ）  
算出した金利リスク量は毎月経営層に報告するとともに、四半期ごとに ALM 委員会及び理事会に報告して承認を得ています。また、これらの情報を踏まえ、四半期ごとに運用方針を策定しています。

#### ◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- 金利ショックに関する説明  
リスク資本配賦管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しています。
- 金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる  $\Delta E V E$  および  $\Delta N I I$  と大きく異なる点  
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	3,001	3,063	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	76	26
3	スティープ化	2,817	2,983		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	74	0		
7	最大値	3,001	3,063	76	26
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	19,582		19,071	

- 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

## 自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

用語	内容
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額の合計を8%で除した額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では4%以上が必要とされていますが、JAバンクでは自主的な取り決めにより8%以上が必要とされています。
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツ)	住宅ローンを証券化した際に、住宅ローンから発生するキャッシュフローの管理・回収（元利金、遅延損害金、担保物件の賃借料等の債券の管理・回収業務）による手数料を受ける権利を無形固定資産として計上したものです。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。
CVA リスク (Credit Value adjustment)	CVA(派生商品取引についての取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の公正価値評価額と信用リスクを勘案した場合の公正価値評価額との差額をいう。)が変動するリスクのことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー（リスクを有する資産等）に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目（リスク・ウェイト）を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに4%を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク (相当額)	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新BIS規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。1年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債権売却損・償還損・償却、役員取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新BIS規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
再構築コスト	同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
派生商品取引	有価証券等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
△EVE	金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
△NII	金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
金利ショック（シナリオ）	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。金利の変化を仮に想定したものが金利ショックシナリオで国内行の場合は3つの方法があります。
上方・下方パラレルシフト	通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅（下方の場合はマイナス1を乗じて得た数値）加える金利ショックをいいます。
スティープ化	通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

## J A あさか野の沿革（あゆみ）

---

- 平成 10 年 10 月 1 日 あさか野農業協同組合発足  
朝霞地区5農協（朝霞市農協、新座市農協、志木農協、内間木農協、宗岡農協）の合併によりJ Aあさか野が誕生。
- 平成 11 年 9 月 1 日 志木・宗岡地区の経済事業の新たな拠点がスタート  
志木支店の経済倉庫の老朽化に伴い、配送の効率化とコストの低減を図るべく宗岡支店へ倉庫・配送機能の集約を図る。
- 平成 12 年 8 月 1 日 第1回夏休みこども村を開催  
こどもたちが自然とふれあい、集団生活の中で自主性、協調性等を養う機会として長野県白馬村において2泊3日にて実施する。
- 平成 12 年 9 月 27 日 訪問介護員（2級課程）養成研修を開講  
地域での高齢者福祉活動の強化を図るため、訪問介護員養成研修会を開講し37名の2級ホームヘルパーが誕生。地元女性部等の協力も仰ぎミニデイサービスの取組みを開始する。
- 平成 13 年 4 月 1 日 あさか野農協葬祭センター設置  
葬祭事業の新たな拠点が朝霞支店の経済店舗2階にオープン。体制整備により新たな事業展開をめざす。
- 平成 13 年 7 月 27 日 監査体制の充実強化  
農協法施行令の改正を受け、第3回通常総会において定款変更を行い、常勤監事制を採用し、監査体制の強化を図る。
- 平成 13 年 9 月 1 日 内間木経済配送センター設置  
朝霞、志木地区の経済事業の拠点として新たなスタートをきる。段階的な体制整備により、更なる効率化をめざす。
- 平成 14 年 1 月 18 日 宗岡支店新装オープン  
県道拡幅工事に伴い宗岡支店店舗を新築し新たに営業を開始。
- 平成 14 年 6 月 14 日 学識経験理事の登用  
第4回通常総会において役員の改選が行われ、新たに学識経験理事の登用により業務執行体制の強化をすすめる。
- 平成 14 年 10 月 1 日 片山経済配送センター設置  
新座地区の経済事業の拠点として新たなスタートをきる。
- 平成 15 年 4 月 1 日 J A あさか野ライフサービス名称変更  
葬祭センターの1階事務所（旧朝霞支店経済店舗）をショールームとし、名称を「J A あさか野ライフサービス」に改め、慶事への対応も開始する。また、葬儀の自主施行にも積極的に取組み、さらなる事業の拡大をめざす。
- 平成 15 年 12 月 10 日 ホームページ開設  
地域への情報発信をすすめるため新たに開設する。
- 平成 15 年 12 月 13 日 第1回J Aまつりを開催

合併5周年記念行事として新座市農業振興協議会との共催により開催し、管内で生産される安心・安全な農産物やJA事業を地域の皆さまに広く紹介する。

- 平成 16 年 3 月 27 日 **人形供養祭を開催**  
地域への貢献とJAあさか野ライフサービスの知名度アップを図るため、地域の皆さまのご家庭で不要となった人形やぬいぐるみの供養祭を行う。
- 平成 18 年 4 月 27 日 **「防犯のまちづくりに関する協定」を締結**  
平成 18 年 2 月 23 日新座市、新座警察署、4 月 27 日朝霞市、志木市、和光市、朝霞警察署とJAが、それぞれ地域における「防犯のまちづくりに関する協定」を締結し、地域防犯の強化を図る。
- 平成 18 年 5 月 7 日 **休日ローン相談会を開始**  
毎週日曜日に本店において、休日ローン相談会を開始する。
- 平成 19 年 4 月 22 日 **休日年金相談会を開始**  
毎月第 4 日曜日に社会保険労務士による年金相談会を開始する。
- 平成 19 年 10 月 1 日 **「新生あさか野農業協同組合」誕生**  
あさか野農業協同組合と和光農業協同組合が合併し、新・あさか野農業協同組合が誕生する。
- 平成 19 年 12 月 22 日 **和光農産物直売センターオープン**  
和光支店敷地内に地産地消を目的に和光農産物直売センターを開設する。
- 平成 20 年 10 月 1 日 **総合相談センターオープン**  
組合員の営農・資産を守るため資産活用・相続対策等の相談業務体制の強化を図るため総合相談センターを開設する。
- 平成 21 年 1 月 27 日 **年金友の会設立**  
会員相互のコミュニケーションを深めるため、年金受給者で構成される「年金友の会」を支店ごとに設立する。
- 平成 21 年 6 月 20 日 **新座農産物直売センターオープン**  
新座市野火止に地域農産物の販路拡大、及び地域消費者への安全・安心な農産物の提供を目的に、新座農産物直売センターを開設する。
- 平成 22 年 7 月 6 日 **共済友の会を設立**  
会員相互の親睦を図るため共済友の会を支店ごとに設立する。  
また、8 月 6 日には長期共済新契約 50 年連続目標達成する。
- 平成 22 年 6 月 7 日 **JA 版農業電子図書館導入**  
片山・内間木経済配送センターに病害虫や雑草、農薬などに関する情報やくらしの情報等簡単に検索できるタッチパネル式情報端末「JA 版農業電子図書館」を設置する。
- 平成 23 年 11 月 5 日 **新座農産物直売センター愛称発表式典を開催**  
新座農産物直売センター愛称「とれたて畑」の発表式典を開催する。
- 平成 24 年 1 月 24 日 **JA あさか野女性部設立総会を開催**  
女性による組合活動が積極的に展開され、活力ある地域社会を築くため、JA あさか野女性部を設立する。

- 平成 24 年 11 月 1 日 新座農産物直売センター開所式（ふるさと新座館 1 階）  
新座農産物直売センター「とれたて畑」は、ふるさと新座館へ移転し新装オープンいたしました。
- 平成 25 年 9 月 7 日 「こしの逸品」販売開始  
管内で栽培した特別栽培米の愛称を「こしの逸品」とし、販売を開始しました。
- 平成 26 年 2 月 21 日 「志木市高齢者ホッとあんしん見守りシステム」の協定を志木市と締結  
志木支店と宗岡支店は、高齢者が家族と地域社会から孤立することを防止するとともに日常生活における問題を早期発見することなどを目的とする「志木市高齢者ホッとあんしん見守りシステム」の協定を志木市と締結しました。
- 平成 26 年 4 月 26 日 支店等再編整備計画組合員説明会を開催  
各支店にて、組合員の課題への対応強化等を目的とした支店等再編整備についての組合員説明会を開催しました。（4 月～5 月 計 20 回）
- 平成 26 年 5 月 28 日 「農業改革に関する意見」等に対する要請書を提出  
規制改革会議・農業WGの「農業改革に関する意見」に対する要請書を国会議員に提出し、また 11 月～12 月に、「農協改革」に関する要請書を、管内 4 市市長等、国会議員に提出いたしました。
- 平成 26 年 10 月 20 日 資産管理部会連絡協議会設立総会を開催  
資産の有効活用と健全な資産管理等を目的に、管内 4 市で各地区資産管理部会を設立し、資産管理部会連絡協議会設立総会を開催いたしました。
- 平成 27 年 11 月 30 日 新・志木支店オープン  
JA が協同組織かつ地域金融機関として将来にわたり優良なサービスや商品を組合員に提供していくため、自己改革の柱の一つとして取組む支店等再編整備計画に基づき、志木地区の旧志木支店と旧宗岡支店を統合し、新たな支店として志木支店を開設いたしました。
- 平成 28 年 2 月 3 日 支店等再編整備計画組合員説明会を開催  
各支店にて、本店の移転等を含めた支店等再編整備計画についての組合員説明会を開催しました。（2 月 計 4 回）
- 平成 28 年 3 月 10 日 本店の移転について等の臨時総会を開催  
本店にて、支店等再編整備計画に基づく、本店の移転について等の臨時総会を開催いたしました。
- 平成 28 年 8 月 17 日 農協改革説明会・座談会を開催  
平成 28 年 4 月 1 日より施行された改正農協法への対応及び、農業者の所得増大に向けた農協改革の全体像と当 JA 自己改革の方針について、8 月、9 月に各地区の組合員に対して計 30 回開催しました。
- 平成 28 年 8 月 19 日 JA 世田谷目黒と友好組合協定を締結  
JA あさか野では、相続相談への対応を強化すべく、先進 JA である東京都の JA 世田谷目黒に職員を出向させています。両組合はより一層の役職員の交流や知識・情報の共有化を図り安定した経営基盤を確立すること及び、災害時などの不測の事態には互いに助け合うことを盛り込んだ友好組合協定を締結いたしました。

- 平成 28 年 12 月 2 日 **JA あさか野女性部フレッシュミズ部会発足式を開催**  
若い世代の農家の女性と食や農業に関心のある女性で構成する女性部の新たな組織フレッシュミズ部会を発足いたしました。
- 平成 28 年 12 月 5 日 **JA あさか野青年部設立総会を開催**  
50 歳未満の農業後継者を中心に更なる地域農業の発展を目指して、青年部を設立し、青年部設立総会を開催いたしました。
- 平成 28 年 12 月 7 日 **定款附属書役員選任規程の一部変更についての臨時総会を開催**  
本店にて、改正農協法の施行に伴い、役員候補者推薦委員の選出区域を変更するため、定款附属書役員選任規程の一部変更についての臨時総会を開催いたしました。
- 平成 29 年 6 月 2 日 **新座地区支店等再編整備計画組合員説明会を開催**  
新座市管内の各支店にて、新座地区支店等再編整備計画についての組合員説明会を開催しました。(6 月 計 6 回)
- 平成 30 年 10 月 21 日 **JA あさか野合併 20 周年記念式典・祝賀会を開催**  
平成 30 年 10 月 1 日に合併 20 周年を迎え、ホテルオークラ東京にて、合併 20 周年記念式典・祝賀会を開催しました。
- 平成 31 年 2 月 12 日 **新・本店、朝霞支店、経済配送センターオープン**  
自己改革の柱の一つとして取組む支店等再編整備計画に基づき、本店の移転、旧朝霞支店と旧内間木支店の統合、旧片山経済配送センターと旧内間木経済配送センターを統合し、新たに本店、朝霞支店、経済配送センターを開業いたしました。
- 令和元年 8 月 13 日 **新座支店オープン**  
自己改革の柱の一つとして取組む支店等再編整備計画に基づき、「新座大和田支店・片山支店・野寺支店・西堀支店」を統合し、新たに「新座支店」を開業いたしました。
- 令和 2 年 12 月 19 日 **和光農産物直売センター開所式（和光市民文化センター展示棟地下一階）**  
和光農産物直売センターは「和光市役所管内」へ移転し、新装オープンいたしました。
- 令和 5 年 6 月 2 日 **新・和光支店グランドオープン**  
自己改革の柱の一つとして取組む支店等再編整備計画に基づき、和光支店を建替え、グランドオープンいたしました。
- 令和 5 年 10 月 16 日 **ライフサービス事務所移転**  
JA あさか野ライフサービス事務所は総合相談センター 2F へと移転いたしました。
- 令和 6 年 7 月 1 日 **農作業受委託業務開始**  
JA あさか野は遊休農地や耕作放棄地の拡大防止と管理支援のため、農作業受委託業務を開始いたしました。

## 店舗等一覧

### 新 座 市

野火止支店	新座市野火止 5-7-22	048-478-5500	ATM2台 (内1台 店舗内ATM)
新座支店	新座市本多 1-11-1	048-478-1017	ATM2台
JAあさか野ライフサービス	新座市野火止 5-7-22	048-450-5252	
総合相談センター	新座市野火止 5-7-22	048-489-1200	
新座農産物直売センター	新座市野火止 6-1-48 (ふるさと新座館内)	048-483-7200	

### 朝 霞 市

本 店	朝霞市大字溝沼 466	048-451-1122	
朝霞支店	朝霞市大字溝沼 466	048-461-0032	ATM2台
経済配送センター	朝霞市大字溝沼 466	048-451-1133	

### 志 木 市

志木支店	志木市中宗岡 1-4-41	048-471-0011	ATM2台 (内1台 店舗内ATM)
------	---------------	--------------	-----------------------

### 和 光 市

和光支店	和光市丸山台 1-7-9	048-461-2113	ATM2台
和光農産物直売センター	和光市広沢 1-5 (和光市民文化センター展示棟地下1階)	048-461-0850	

# 開示項目一覧

農業協同組合法施行規則第 204 条	ページ		ページ
1 業務の運営の組織	20	(5) 主要な農業関係の貸出実績	51
2 理事、監事の氏名及び役職名	21	(6) 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	51
3 会計監査人の氏名及び名称	21	(7) 貯貸率の期末値及び期中平均値	64
4 事務所の名称及び所在地	91	【有価証券に関する指標】	
5 組合の主要な業務の内容	25	(1) 商品有価証券の種類別(商品国債、商品地方債及び商品政府保証債の区分)の平均残高	52
6 直近の事業年度における事業の概況	33	(2) 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の残存期間別の残高	52
7 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項	34	(3) 有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分)の平均残高	52
(1) 経常収益(農業協同組合にあっては、第 143 条第 2 項第 1 号に定める事業の区分ごとの事業収益及びその合計)		(4) 貯証率の期末値及び期中平均値	64
(2) 経常利益又は経常損失		9 組合の業務の運営に関する事項	12
(3) 当期剰余金又は当期損失金		(1) リスク管理の体制	
(4) 出資金及び出資口数		(2) 法令遵守の体制	
(5) 純資産額		(3) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	
(6) 総資産額		10 組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	
(7) 貯金等残高		(1) 貸借対照表、損益計算書及び注記表、剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	35
(8) 貸出金残高		(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	54
(9) 有価証券残高		① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する貸出金	
(10) 単体自己資本比率		② 危険債権に該当する貸出金	
(11) 法第52条第2項の区分ごとの剰余金の配当の金額		③ 三月以上延滞債権に該当する貸出金	
(12) 職員数		④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
(13) 保有契約高		⑤ 正常債権に該当する貸出金	
8 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として次に掲げる事項		(3) 自己資本(基本的項目に係る細目を含む。)の充実の状況	65
【主要な業務の状況を示す指標】		(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	53
(1) 事業粗利益及び事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	57	① 有価証券	
(2) 資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支	57	② 金銭の信託	
(3) 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	58	③ デリバティブ取引(有価証券関連店頭デリバティブ取引に該当するものを除く)	
(4) 受取利息及び支払利息の増減	58	④ 金融等デリバティブ取引(法第 10 条第 13 号に規定する金融等デリバティブ取引)	
(5) 総資産経常利益率及び資本経常利益率	64	⑤ 有価証券店頭デリバティブ取引(法第 10 条第 6 項第 15 号に規定する有価証券店頭デリバティブ取引)	
(6) 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	64	(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	55
【貯金に関する指標】		(6) 貸出金償却の額	55
(1) 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	50	(7) 会計監査人の監査	49
(2) 固定自由金利定期貯金、変動自由金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	50		
【貸出金等に関する指標】			
(1) 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	50		
(2) 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	50		
(3) 担保の種類別(貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証その他保証及び信用の区分)の貸出金残高及び債務保証見返額	51		
(4) 使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高			

## ディスクロージャーとは...

ディスクロージャーとは、企業の信頼性を増し、出資者（組合員）をはじめ一般の方々にも安心して事業をご利用いただくために、財務内容や経営内容を公開することです。

J Aにおいても、信用事業等の業務範囲の拡大に伴い、経営や財務に関する情報の開示を通じ、J Aの運営の健全性をご判断いただくために、ここに開示いたします。

この冊子が、J Aの事業内容や経営・財務内容をより深くご理解いただく糧となるとともに、皆さま方とJ Aとのパイプ役となりお役に立つことを願っております。

本ディスクロージャーについての

お問い合わせは

J Aあさか野 企画管理部 管理課

TEL.048-451-1122

Eメールアドレス：info\_001@ja-asakano.or.jp

ホームページアドレス：https://www.ja-asakano.or.jp





2025年 DISCLOSURE

令和7年7月制作

JAあさか野（あさか野農業協同組合）

〒351-0023 朝霞市大字溝沼 466 番地

TEL. 048-451-1122（代表）

【JAあさか野】ホームページ

<https://www.ja-asakano.or.jp>